



415	特254
276	209

拾六年參月 (代騰寫)

纖維工業諸法規

山梨縣物價統制協力會議

始



特254
209

目次

一、纖維工業設備ニ關スル件……………(昭和十三年二月十二日) 商工省令第五號……………一

一、纖維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依ル設備指定ニ關スル件……………(昭和十四年六月廿三日) 商工省告示第百卅六號……………二

一、纖維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依ル設備指定ノ件……………(昭和十五年二月三日) 商工省告示第三十二號……………二

一、纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件……………(昭和十三年二月十日) 商工省工務局長通牒……………二

一、纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件……………(昭和十三年二月廿四日) 商工省工務局長通牒……………二

一、同……………(昭和十四年六月廿一日) 商工次官通牒……………九

一、同……………(昭和十四年七月廿九日) 商工次官通牒……………九

一、纖維工業設備施行ニ關スル件……………(昭和十五年二月八日) 商工省纖維局長回答……………二

一、糸配給統制規則……………(昭和十四年一月廿三日) 商工省令第七號……………三

一、糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニヨル糸指定ニ關スル件……………(昭和十四年一月廿三日) 商工省告示第十號……………三五



一、糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件	昭和十四年一月廿三日 商工省告示第十一號	二六
一、糸配給統制規則施行ニ關スル件	昭和十四年一月廿一日 一四調四第 二二三號	二七
一、糸配給統制規則施行ニ關スル件	昭物調局第四部長通牒 昭和十四年二月六日	二九
一、糸配給統制規則施行ニ關スル件	昭物調局第四部長通牒 昭和十四年四月四日	三〇
一、同	昭物調局第四部長通牒 昭和十五年一月九日	三一
一、生糸配給統制規則	昭和十五年一月九日 農林省告示第二號	三二
一、生糸配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル五糸製造業者ノ團體指定ノ件	昭和十五年一月二十日 商工省告示第十一號	三三
一、生糸配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依リ指定ノ件	昭和十五年一月九日 農林省告示第四號	三四
一、生糸配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依リ團體指定ノ件	昭和十五年一月二十日 農林省告示第三十二號	三五
一、生糸配給統制規則第十四條第一項ノ生糸販賣ヲ業トスル者ノ團體指定ノ件	昭和十五年一月十九日 商工省告示第四號	三六
一、生糸配給統制規則施行ニ關スル件	昭和十五年三月五日 一五織維局第五六二號	三七

一、生糸配給統制規則施行ニ關スル件	五織維局第一〇〇五號 昭和十五年四月五日	三八
一、織維製品製造制限規則	昭和十四年九月五日 商工省令第四十六號	三九
一、織維製品製造制限規則施行ニ關スル件	昭和十六年三月五日 商工省織維局長通牒	四〇
一、織維製品配給統制規則	昭和十五年二月九日 商工省令第三號	四一
一、織維製品配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル織維製品指定ノ件	昭和十五年二月九日 商工省告示第四十八號	四二
一、織維製品配給統制規則施行ニ關スル件	昭和十五年二月廿二日 商工省織維局長通牒	四三
一、同	昭和十五年三月十一日 商工省織維局長通牒	四四
一、苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件	昭和十五年六月十日 商工省令第四十三號	四五
一、苧麻、大麻等購買制限ニ關スル件第一條ノ規定ニ依リ麻ノ件	昭和十五年六月廿七日 商工省告示第三百六號	四六
一、苧麻大麻統制規則	昭和十五年六月十日 農林省令第四十四號	四七
一、苧麻、大麻等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ指定ノ件	昭和十五年六月十九日 農林省告示第二七〇號	四八
一、黃麻、マニラ麻配給統制規則	昭和十五年六月十日 商工省令第四十二號	四九

一、副蠶糸配給統制規則……………	昭和十五年十月廿一日	七四
一、副蠶糸配給統制規則第三條第一項第一號ノ工業者及其ノ受入數量限度指定ノ件……………	農林商工省令第十號 昭和十五年十月廿一日	七五
一、副蠶糸配給統制規則施行ニ關スル件……………	農林省告示第五一八號 昭和十五年十月廿六日	七六
一、更生糸製造制限規則……………	商工省織維局長通牒 昭和十五年十月廿二日	七七
一、織維屑配給統制規則……………	商工省令第八十六號 昭和十五年七月八日	七八
一、織維屑配給統制規則第三條第一項ノ規定……………	商工省令第五十號 昭和十五年七月八日	八二
一、織維屑配給統制規則第九條第一項ノ規定……………	商工省告示第三四九號 昭和十五年七月八日	八六
一、織維屑配給統制規則第一條但書及第三條第一項但書第八號ノ規定ニヨル許可ニ關スル件……………	商工省告示第三四九號 昭和十五年七月八日	八七
一、各種織物ノ織維別種類ニ關スル件……………	商工省告示第一二二號 昭和十六年三月一日	八七
一、各種撚糸ノ定義……………	昭和十三年四月十二日 商工次官通牒	八九
		九三

纖維工業設備ニ關スル件

(昭和十三年二月十二日)
商工省令第五號

改正 昭和十四年商工省令第三十一號

左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ製造又ハ加工ヲ爲シ又ハ爲サントスル者其ノ製造又ハ加工ニ使用スル設備ヲ新設シ増設シ若ハ改造シ又ハ之ヲ讓受ケ若ハ借受ケントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一、綿又ハ其ノ製品
 - 二、羊毛(山羊毛及駱駝毛ヲ含ム)又ハ其ノ製品
 - 三、兔毛又ハ其ノ製品
 - 四、麻又ハ其ノ製品
 - 五、絹又ハ其ノ製品(生糸ヲ除ク)
 - 六、人造絹又ハ其ノ製品
 - 七、ステープルファイバー又ハ其ノ製品
 - 八、紙又ハ其ノ製品
 - 九、セロファン又ハ其ノ製品
 - 十、前各號ニ掲グル物品ノ故、屑又ハ襪襦
- 前項ノ設備ハ商工大臣指定ス

附 則
 本令ハ昭和十三年二月十八日ヨリ之ヲ施行ス
 附 則 (昭和十四年六月二十三日第三十一號)

本令ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
 従前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
 従前ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

纖維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依ル
 設備指定ニ關スル件 (昭和十四年六月二十三日)
 (商工省告示第百三十六號)

改正 昭和十五年商工省告示第百八十八號
 纖維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依ル設備左ノ通指定シ昭和十三年二月商工省告示第三十二號
 ハ之ヲ廢止ス
 本告示ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

洗 毛 機
 ガーネット機
 ラグマシン

廻 切 機
 カ ー フレーム
 梳 篦 機
 練 紡 機
 粗 紡 機
 精 紡 機
 撚 管 機
 管 卷 機
 整 經 機
 織 機
 メ リ ヤ ス 機
 レ ー ヤ ス 機
 製 網 機
 製 網 機
 製 網 機
 帽 體 成 形 機

(ガラ紡糸製造用精紡機ヲ含ム)

メ	酸	浸	捺	蒸	カ	幅	乾	脫	縮	糊	シ	洗	精	剪	起	毛
リ											ル					燒
ヤ	化	染	染	布	レ	出	燥	水	絨	付	ケ	淨	練	毛	毛	
ス											ツ					
解					ン						ト					
舒																
機	機	機	機	機	ダ	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機

熟	紡	叩	抄	製	捺	絞
成	絲	解	取	膜	台	染
槽	機	機	機	機	及	用
					括	機

纖維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依リ
設備指定ノ件 (昭和十五年二月三日
商工省告示第三十二號)

改正 昭和十五年商工省告示第二百八十九號

開 繭 機

工業用裁縫機 (製本用裁縫機及皮革用裁縫機ヲ除ク)

昭和十五年六月二十四日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十五年六月二十日第二百八十九號)

纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件

一三工局第一七〇二號
昭和十三年二月十日
商工省工務局長通牒

纖維工業設備ニ關スル件ハ來ル二月十八ヨリ施行（二月十二日附官報參照）相成候ニ付テハ左ノ各號ニ依リ取扱相成度依命此段及通牒候也
追而紡績糸、織物又ハ莫大小ノ製造ヲ爲シ又ハ爲サントスル者ニハ製造工程ノ一部分ヲ行フ者（例ヘバ加工業者）ヲモ包含スルモノニ有之候條爲念申添候

記

- 一、左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ許可スルコト
- イ、現在新設又ハ増設中ノモノ（現在据付工事ヲ爲シツツアルモノノ外二月末日迄ニ工場ニ機械ノ搬入ヲ了スルモノ迄ヲ新設又ハ増設中ノモノト看做スコト）
- ロ、新設又ハ増設ニ關シ臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ヲ受ケタルモノ
- 二、前項ニ該當セザルモノハ原則トシテ許可セザルコト特別ノ事情ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキハ豫メ當省ニ打合スコト

纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件

一三工局第七七五號
昭和十三年二月二十四日
商工省工務局長通牒

纖維工業設備ニ關スル件ハ二月十八日ヨリ施行相成候處本令ニ關シテハ經濟部、警察部（警視廳）ト

連絡ノ上之ガ施行方ニ付遺漏ナク措置相成度尙左記事項御含ノ上取扱相成度此段及通牒候也

追而本令施行當日現在ニ於ケル貴管下製造機械數至急御調査ノ上機械ノ種類別ニ報告相成度申添候

記

- 一、綿、羊毛、人造絹糸及ステールファイバー以外ノ纖維ヲ原料トスル紡績糸、織物又ハ莫大小ノ製造ヲ爲ス者其ノ製造機械ヲ以テ新ニ綿、羊毛、人造絹糸又ハステールファイバー原料トスル紡績糸、織物又ハ莫大小ヲ製造セントスルトキハ右製造機械ハ本令ノ新設トシテ取扱フコト
- 二、綿、羊毛、人造絹糸之ハステールファイバート其ノ他ノ纖維トノ混紡又ハ交織品ハ綿、羊毛、人造絹糸又ハステールファイバー原料トスルコト
- 三、新舊機械ノ入換ハ新設ト見做シ許可ヲ受ケシムルコト 但シ入換ニ依リ別段ニ能力ヲ増大セザルモノハ許可ヲ與ヘ差支ヘナシ

纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件

一四調整第二七一號
昭和十四年六月二十一日
商工次官通牒

纖維工業設備ニ關スル件ハ今般改正セラルルト共ニ同令第二項ノ規定ニ依ル設備ハ商工省告示第三百三十六號ヲ以テ指定セラレ來ル六月二十三日公布可相成管ニ有之候處之ガ取扱ニ付テハ左記各項御含置ノ上可然措置相成度依命此段及通牒候也

追而本令改正前ノ規定ニ依リ提出シタル許可申請書ハ一應却下相成度申添候

- 一、企業者所有ノ設備ニシテ倉庫等ニ藏置シアルモノヲ据付ケントスル場合又ハ現ニ据付アル設備ヲ他ノ自家工場ニ移轉セシムル場合ハ新設又ハ増設トシテ取扱フコト
- 二、省令中改造トハ設備ノ動力化、カードノ山數ノ變更、リング精紡機ノハイドラフト化、箆巾ノ變更、籽箱ノ變更、ドビー又ハヂヤカードノ取付、テンターノ巾又ハ長ノ變更其ノ他生産能力ニ關係ヲ有スル變改ヲ謂ヒチエンヂホキールノ取換、紡糸口ノ取換其ノ他消耗又ハ破損部分ノ取替又ハ修繕等ハ之ヲ改造トシテ取扱ハザルコト
- 三、省令中讓受ケ又ハ借受ケハ無償ニテ之ヲ爲スモノヲモ含ムコト（家督相續ニ依リ設備ヲ繼承スル場合ハ讓受ケニ該當セズ）
- 四、同第六號ノ人造絹糸及同第七號ノステールフアイバートハ纖維素又ハカゼインヲ原料トシタルモノヲ謂フコト
- 五、左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ許可スルコトトシ然ラザルモノハ原則トシテ許可セザルコト
左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノニシテ特別ノ事由ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキハ豫メ本省ニ打合セテ爲スコト
- イ、今般新ニ指定相成タル設備ニシテ改正省令施行當日現ニ据付中ノ設備
- ロ、新設、増設、改造、讓受ケ又ハ借受ケニ關シ臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタル設備

- ハ、輸出絹織物取締法施行規則第三十九條及同第四十八條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル設備
- ニ、公立工業研究指導機關ニ於テ國庫ノ補助ヲ受ケタル設備又ハ商工省工業研究獎勵金ノ交付ヲ受ケタル設備
- ホ、纖維需給調整協議會ニ登録シタル設備ヲ讓受ケントスル場合
- ヘ、災害ニ依リ損失セル設備ヲ當該能力ノ範圍内ニ於テ復舊スル場合
- ト、輸出ノ振興又ハ製品ノ高級化等ヲ計ル爲生産能力ノ増大ヲ來サザル程度ニ於テ改造ヲ爲サントスル場合
- チ、個人經營ヲ法人組織ニ改ムルガ如ク經營ノ實體ニ變更ナク單ニ其ノ人格ノミヲ變更スル際之ニ伴ヒ設備ヲ讓受ケントスル場合

纖維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件

（昭和一四織局第二二一號）
（昭和十四年七月二十九日）
商工次官 通牒

商工省令第三十一號纖維工業設備ニ關スル件ノ施行ニ關シ曩ニ六月二十一日附一四調整第二七一號ヲ以テ通牒致置候處之ガ許可ニ關シ同通牒第五項各號ニ該當スルモノノ他更ニ左記各號ノ一ニ該當スル場合モ許可相成支障無之モノト被認ニ付右御了知ノ上可然措置相成度依命此段及通牒候也
追而同通牒第五項（ロ）中「臨時資金調整法第四條」トアルハ「臨時資金調整法第四條ノ二」ノ誤

ニ付訂正相成度申添候

記

- 一、國內向品ノ製造ヨリ輸出品ノ製造ニ轉換スル場合ニシテ生産能力ノ増大セザル範圍内ニ於テ小幅織機ヲ廣布織機ニ變更セントスルトキ此場合ニ於テ小巾織機ハ之ヲ廢業セシムルコト
- 二、同一企業者ニ屬スル設備ヲ當該企業組織内ニ於テ移轉スルトキ
- 三、營業讓渡ニ依リ設備ヲ讓受タルトキ

織維工業設備施行ニ關スル件

（一五織局第六〇號）
（昭和十五年二月八日）
商工省織維局長通牒

標記ノ件ニ關シ別紙一ノ通照會有之タルニ對シ別紙二ノ通回答致置候條了知相成度此段及通牒候也

別紙（一）

織維工業設備施行ニ關スル件

（商一第四三〇九號）
（昭和十四年十二月二十六日）
愛知縣知事照會

標記ノ件ニ關スル左記取扱上不明ノ點有之候條至急御回答相煩度此段照會候也

記

- 一、織維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル設備中ニハ洗濯業者ノ使用スル脱水機、洗淨機等ヲモ包含セシムルモノナリ哉

別紙（二）

織維工業設備施行ニ關スル件

（五織局第六〇號）
（昭和十五年二月八日）
商工省織維局長回答

昭和十四年十二月二十六日附商一第四三〇九號ヲ以テ洗濯業者ノ使用スル脱水機及洗淨機ニ關シ照會有之候處右ハ商工省令第三十一號第一項ノ織維品ノ「加工」ニハ該當セザルヲ以テ右御含置ノ上措置相成度此段及回答候也

經由工業組合
申請通 番號

經由工業
組合名

受付昭和

年

月

日

織維工業設備新設許可申請書

住所

氏

名 印

今般左記織維工業設備新設致度候ニ付テハ御許可相成度織維工業設備ニ關スル件第一項ノ規定ニ依リ證憑書類相添ヘ此段及申請候也

記

- 一、製造物品名
- 一、設備名及臺數
- 一、設備ノ手入方法（又ハ舊据付場所）

一、新設ノ理由
昭和 年 月 日
山梨縣知事 殿

注意 縣へ二通提出ノコト

本申請書へハ必ず所定ノ書類（「添付書類」ヲ参照）ヲ添付スルコト
現ニ据付アル設備ヲ他ノ設備ナキ自家工場ニ移轉セシムル場合ハ（移轉）新設トシテ取扱フコト

經由工業組合 經由工業
申請通 番號 組合名 受付昭和 年 月 日

織維工業設備増設許可書

住所

氏 名 印

今般左記織維工業設備増設致度候ニ付テハ御許可相成度織維工業設備ニ關スル件第一項ノ
規定ニ依リ證憑書類相添へ此段及申請候也

記

- 一、製造物品名
- 一、設備名及臺數
- 一、既設据付臺數

一、舊据付場所（又ハ設備ノ入手方法）

一、増設場所

一、増設ノ理由

昭和 年 月 日

山梨縣知事 殿

注意 縣へ二通提出ノコト

本申請書へハ必ず所定ノ書類（「添付書類」ヲ参照）ヲ添付スルコト
現ニ据付アル設備ヲ他ノ設備アル自家工場ニ移轉セシムル場合ハ増設トシテ取扱フコト

經由工業組合 經由工業
申請通 番號 組合名 受付昭和 年 月 日

織維工業設備改造許可申請書

住所

氏 名 印

今般左記織維工業設備改造致度候ニ付テハ御許可相成度織維工業設備ニ關スル件第一項ノ
規定ニ依リ證憑書類相添へ此段及申請候也

記

- 一、製造物品名

一、設備名及臺數
 一、改造箇所及改造内容
 一、生産能力ノ増進程度
 一、改造用品ノ入手方法
 一、改造ノ理由

昭和 年 月 日

山梨縣知事 殿

注意 縣へ二通提出ノコト

本申請書へハ必ず所定ノ書類(「添付書類」ヲ参照)ヲ添付スルコト

經由工業組合 經由工業 受付昭和 年 月 日
 申請通 番號 組合名

纖維工業設備讓受許可申請書

住所 氏

名印

今般左記纖維工業設備讓受致度候ニ付テハ御許可相成度纖維工業設備ニ關スル件第一項ノ規定ニ依リ證憑書類相添へ此段及申請候也

記

一、製造物品名
 一、設備名及臺數
 一、設備ノ現存場所
 一、讓渡者住所氏名

一、讓受後ノ設備ノ据付場所
 一、讓受ノ理由

昭和 年 月 日

山梨縣知事 殿

住所 氏

名印

注意 縣へ二通提出ノコト

本申請書へハ必ず所定ノ書類(「添付書類」ヲ参照)ヲ添付スルコト

經由工業組合 經由工業 受付昭和 年 月 日
 申請通 番號 組合名

纖維工業設備借受許可申請書

住所 氏

名印

今般左記纖維工業設備借受致度候ニ付テハ御許可相成度纖維工業設備ニ關スル件第一項ノ規定ニ依リ證憑書類相添ヘ此段及申請候也

記

- 一、製造物品名
- 一、設備名及臺數
- 一、設備ノ現存場所
- 一、貸與者住所氏名

住所
氏

名
印

- 一、借受後ノ設備ノ据付場所
- 一、借受ノ理由

昭和 年 月 日

山梨縣知事

殿

注意 縣ヘ二通提出ノコト

本申請書ヘハ必ズ所定ノ書類(「添付書類」ヲ参照)ヲ添付スルコト

添付書類

新設、増設、改造、讓受ケ又ハ借受ケヲ爲セントスル場合ハ左ノ夫々ノ項ニ列記シタル各號ノ内其ノ該當スル書類ヲ申請書ニ添付スベシ

一、新設

(イ) 今般新ニ指定セラレタル設備ニシテ昭和十四年七月一日現ニ据付中ノモノナルトキハ之ヲ證スル所轄警察署長ノ書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

(ロ) 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル設備ナルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

(ハ) 輸出絹織物取締法施行規則第三十九條及第四十八條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル設備ナルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

(ニ) 公立工業研究指導機關ニ於テ國庫ノ補助ヲ受ケタル設備又ハ商工省工業研究獎勵金ノ交付ヲ受ケタル設備ナルトキハ國庫補助又ハ獎勵金交付ニ關スル指令書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

(ホ) 災害ニ依リ損失セル設備ヲ當該能力ノ範圍内ニ於テ復舊スル場合ナルトキハ災害ニ依リ設備ヲ損失セルコトヲ證スル所轄警察署長ノ書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

(三) 現ニ据付アル設備ヲ移轉新設セシメントスル場合ナルトキハ設備ノ調査表(又ハ配置圖)

二、増設

(イ) 輸出ノ振興又ハ製品ノ高級化等ヲ計ル爲生産能力ノ増大ヲ來サザル程度ニ於テ改造ヲ爲サント

- スル場合ナルトキハ當該事情ヲ證スル山梨縣工業試驗場長ノ書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖) 改造個所ノ現状及改造後ノ略圖
- (ロ) 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖) 改造個所ノ現状及改造後ノ略圖
- (ハ) 輸出絹織物取締法施行規則第三十九條及第四十八條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル設備ナルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖) 改造個所ノ現状及改造後ノ略圖
- (ニ) 公立工業研究指導機關ニ於テ國庫ノ補助ヲ受ケタル設備又ハ商工省工業研究獎勵金ノ交付ヲ受ケタル設備ナルトキハ國庫補助又ハ獎勵金交付ニ關スル指令書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖) 改造個所ノ現状及改造後ノ略圖

四、讓受

- (イ) 纖維需給調整協議會ニ登録シタル設備ナルトキハ同協議會ノ設備登録證及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ロ) 個人ノ經營ヲ法人組織ニ改ムルガ如ク經營ノ實體ニ變更ナク單ニ其ノ人格ノミヲ變更スル際之ニ伴ヒ設備ヲ讓受ケントスル場合ナルトキハ右ノ事情ヲ證スル書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ハ) 今般新ニ指定セラレタル設備ニシテ昭和十四年七月一日現ニ据付中ノモノナルトキハ之ヲ證スル所轄警察署長ノ書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ニ) 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル設備ナルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

查表(又ハ配置圖)

- (ホ) 輸出絹織物締法施行規則第三十九條同第四十八條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル設備ナルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ヘ) 公立工業研究指導機關ニ於テ國庫ノ補助ヲ受ケタル設備又ハ商工省工業研究獎勵金ノ交付ヲ受ケタル設備ナルトキハ國庫補助又ハ獎勵金交付ニ關スル指令書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ト) 災害ニ依リ損失セル設備ヲ當該能力ノ範圍内ニ於テ復舊スル場合ナルトキハ災害ニ依リ設備ヲ損失セルコトヲ證スル所轄警察署長ノ書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

五、借受

- (イ) 貸借契約ヲ證スル書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ロ) 今般新ニ指定セラレタル設備ニシテ昭和十四年七月一日現ニ据付中ノモノナルトキハ之ヲ證スル所轄警察署長ノ書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ハ) 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル設備ナルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ニ) 輸出絹織物取締法施行規則第三十九條及同第四十八條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル設備ナルトキハ許可書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)
- (ホ) 公立工業研究指導機關ニ於テ國庫ノ補助ヲ受ケタル設備又ハ商工省工業研究獎勵金ノ交付ヲ受ケタル設備ナルトキハ國庫補助又ハ獎勵金交付ニ關スル指令書ノ寫及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

(ハ)災害ニ依リ損失セル設備ヲ當該能力ノ範圍内ニ於テ復舊スル場合ナルトキハ災害ニ依リ設備ヲ
損失セルコトヲ證スル所轄警察署長ノ書面及設備ノ調査表(又ハ配置圖)

ミシンノ讓受ケ移轉等ノ場合ニ添付スベキ調査表ノ様式

裁縫機調査表

一、登録者 住所 氏 名 印

一、工場名

一、所在地

一、所屬團體名

一、調査番號山梨縣 第 號

假番號	登録番號	所屬組合名	裁縫機製造 會社名	型式	記號	番號	電動、足踏、 手廻ノ別
	山梨縣第 號						
	山梨縣第 號						

燃糸機ノ讓受移轉等ノ許可申請書ニ添付スベキ書類

燃糸機登録證明申請書

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

日本燃糸工業組合聯合會御中
左記燃糸機ハ貴工業組合聯合會ニ登録シタルモノナルコトヲ證明相成度此段及申請候也

燃糸機調査表

登録者住所

氏 名

登録番號	纖維別	種類別	臺數	設置場所	摘	要

右ノ通相違無之事ヲ證明候也

昭和 年 月 日

日本燃糸工業組合
理事長 氏

名 印

糸配給統制規則

(昭和十四年一月二十三日)
商工省令第七號

三

改正 昭和十四年商工省令第十五號、昭和十五年商工省令第一百號、昭和十六年商工省令第十五號

第一條 商工大臣ノ指定シタル糸(以下糸ト稱ス)ヲ原料又ハ材料トスル製品ノ製造ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ割當テタル數量(用途別ニ割當テタル場合ニ在リテハ用途別ニ割當テタル數量)ヲ越エ糸ヲ其ノ製品ノ原料又ハ材料ニ使用スルコトヲ得ズ但シ輸出品(關東州・滿洲國及中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造ノ爲使用スル場合及工業小組合ノ組員ガ當該小組合ノ委託ヲ受ケ製品ノ製造ノ爲使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ總數量(用途別ニ割當ツル場合ニ在リテハ用途別割當ノ總數量)ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二條 地方長官又ハ統制團體ハ工業者ニ對シ其ノ者ノ割當數量(委託ニ依ル製造ノ爲使用スル糸ノ割當數量ヲ除ク)ニ相當スル割當票ヲ交付スベシ但シ地方長官又ハ統制團體ハ前項第一項ノ規定ニ依ル割當ノ際常時保有スルヲ必要ト認メラルル數量ヲ越エ第三條ノ糸ヲ保有スル工業者ニ對シテハ割當票ヲ交付セズ又ハ其ノ者ノ割當數量ニ滿タザル數量ニ相當スル割當票ヲ交付スルコトヲ得地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第三條 工業者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ其ノ使用スル糸(輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造ノ爲使用スルモノヲ除ク)ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 工業者ニ對シ前條ノ糸ヲ販賣スル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケ糸ヲ買受クル工業者ニ對シ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前條ノ糸ヲ販賣スル者ハ工業者ヨリ割當票ト引換ヘニ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非サレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四條ノ二 工業者ニ對シ第三條ノ糸ヲ販賣スル者ハ第一條第一項ノ規定ニ依ル糸ノ指定前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ工業者ニ對シ指定アリタル第三條ノ糸ヲ引渡スコトヲ得ズ

第五條 工業者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ズ

第六條 工業者ハ其ノ買受ケタル糸ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ズ 但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 工業者第三條ノ糸ヲ割當票ト引換ヘ買受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ買受先別及種類別數量ヲ割當票ヲ交付シタル地方長官又ハ統制團體ニ報告スベシ

第八條 工業者ニ對シ第三條ノ糸ヲ販賣スル者割當票ト引換ヘ第三條ノ糸ヲ販賣シタルトキハ遲滯ナク其ノ販賣先別及種類別數量ヲ割當票ヲ交付シタル地方長官又ハ統制團體ニ報告スベシ

第九條 工業者ニ對シ第三條ノ糸ヲ販賣スル者ハ毎月前月中ニ引換ヘタル割當票ヲ交付シタル地方長

三

官又ハ統制團體ニ差出スベシ

第十條 工業者又ハ工業者ニ對シ第三條ノ糸ヲ販賣スル者ハ帳簿ヲ備ヘ第三條ノ糸ノ買受ケ又ハ販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

第十一條 工業者ハ其ノ製造シタル製品ノ數量及其ノ使用シタル原料又ハ材料ニ付地方長官又ハ統制團體ノ検査ヲ受クベシ

第十二條 商工大臣糸ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アルトキハ糸ノ製造業者又ハ販賣業者ニ對シ糸ノ販賣ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

附 則

本則ハ昭和十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

綿糸配給統制規則ハ之ヲ廢止ス 但シ罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十四年三月二十九日 商工省令第十五號)

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十五年十二月二十七日 商工省令第一百號)

本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年三月十日 商工省令第十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル

絲指定ニ關スル件 (昭和十四年一月二十三日 商工省告示第十號)

改正 昭和十四年商工省告示第六十七號

糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル糸左ノ通指定ス

綿糸 (ガラ紡糸、重量割合ニ於テ一割以上ノ毛ヲ含ム糸、重量割合ニ於テ五分以上ノ機械油脂ヲ含ム紡毛式紡績糸、縫糸、純糸、燂過布結縛用糸、漁網仕立用糸、漁具修繕用糸及屑糸ヲ除ク)

ステープル・ファイバー糸 (重量割合ニ於テ一割以上ノ毛ヲ含ム糸、落綿糸、再生糸、縫糸、純糸屑糸及金屬箔紙、漆引紙、ラツカー引紙又ハセロファンヲ被覆シタル糸ヲ除ク)

人造絹糸 (縫糸、純糸、屑糸、シエニール糸及金屬箔紙、漆引紙、ラツカー引紙又ハセロファンヲ被覆シタル糸ヲ除ク)

糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル

糸指定ニ關スル件 (昭和十四年三月二十九日 商工省告示第六十三號)

改正 昭和十四年商工省告示第十號

糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通糸ヲ指定シ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

毛糸（重量割合ニ於テ一割以上ノ毛ヲ含ム糸ヲ謂フ、但シメートル式番手九番及十六番ノ三合撚糸及四合撚糸並ニ屑糸ヲ除ク）

糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル

團體指定ノ件 （昭和十四年一月二十三日
商工省告示第十一號）

- 大日本紡績聯合會
- 日本綿織物工業組合聯合會
- 日本タオル工業組合聯合會
- 大日本莫大小製造工業組合聯合會
- 日本絹織物工業組合聯合會
- 日本人造絹織物工業組合聯合會
- 大日本毛織物工業組合聯合會
- 日本網綱工業組合聯合會
- 日本麻織物工業組合聯合會
- 日本ステープファイバー織物工業組合聯合會
- 日本綿雜品工業組合聯合會

三六

全國電線工業組合聯合會
全國購買組合聯合會

糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ
團體指定ニ關スル件 （昭和十四年七月一日
商工省告示第四百十五號）

糸配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ團體左ノ通指定ス
纖維需給調整協議會

糸配給統制規則施行ニ關スル件 （昭和十四年一月二十一日
一四調四第二二三號）
臨時物資調整局次長通牒

糸配給統制規則ハ昭和十四年一月二十三日附ヲ以テ公布相成二月一日ヨリ施行可相成候處本則ニ關シテハ左記ニ依リ取扱相成度此段及通牒候也

記

一、第一條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル糸即綿糸、ステープルファイバー糸及人造絹糸ニ關シテハ左ニ依ルコト
イ、混紡糸ニ付テハ其ノ種類ハ昭和十三年四月十二日附一三工第二六四七號商工次官通牒別表十二

三七

ノイ、及ロ、ニ依ルコト

ロ、人造絹糸トハビス、マルチ艶消、マルチ艶消、ベンベルグ、マテザ、中空人造絹糸、扁平人造絹糸、擬麻人造絹糸、擬毛人造絹糸又醋酸人造絹糸（アセテートシルク）ヲ謂フコト

ハ、ステープルファイバー糸トハブライイト、ダル、中空ステープルファイバー又ハアセテートステープルファイバー又ハアセテートステープルファイバーヲ以テ紡績シタル糸ヲ謂ヒ人造絹糸ヲ切

ニ、ステープルファイバー糸ノ落綿糸トハ紡績工程ニ於テ落ちタルステープルファイバーヲ以テ紡績シタル糸ヲ謂ヒ再生糸トハ人造絹糸又ハステープルファイバーヲ含ム製品ヨリステープルファイバーヲ回收シテ紡績シタル糸ヲ謂フ

ホ、屑糸トハ社會通念上屑ト認メラルモノノ他ニ碼未滿ノ斷糸又ハ之ヲ繋ギ合セタルモノヲ謂フコト

ヘ、糸ニハ生糸ノ外染糸、晒糸、撚糸等ノ加工糸ヲ含ムコト從ツテ絲ニ加工ヲ爲ズ業者ハ第一條第一項ノ糸ヲ原料又ハ材料トスル製品ノ製造ヲ業トスル者ノ中ニハ包含セラレザルコト

二、第六條但書ノ許可ハ左ニ依ルコト
イ、讓渡ヲ許可スベキ糸ハ現實ニ作業上生ジタル出糸其ノ他ノ餘リ糸ニシテ屑糸ニ非ザルモノタルコト

ロ、右糸ハ府縣ニ於テ適當ナル絲商ヲ指定シ之ニ讓渡セシムルコト

ハ、糸商が譲り受ケタル絲ハ府縣ニ於テ少量原料トシテ之ガ割當配給ヲ爲スコト
三、第二條ノ割當票ノ様式ニ付テハ昭和十四年一月二十八日迄ニ承認申請書ヲ提出スルコト

糸配給統制規則施行ニ關スル件

（昭和十四年一月三十一日）
臨時物資調整局第四部長通牒

標記ノ件ニ關シテハ左記ノ通決定致候條御了知相成度此段及通牒候也

記

一、第一條ノ使用ニ付テハ左ニ依リ取扱フコト

イ、織物ニ在リテハ經糸ニ付テハ經卷ビームヲ機臺ニ仕掛クルコトヲ使用ト謂ヒ緯糸ニ付テハ緯管ニ卷返スコトヲ使用ト謂フ

ロ、莫大小ニ在リテハ製編機ニ仕掛クルコトヲ使用ト謂フ
ハ、其ノ他ハ之ニ準ズ

二、割當票ノ使用期間ハ二月分ニ付テハ生糸ニ在リテハ三月十日、加工糸ニ在リテハ三月末日迄トシ以降之ニ準ジ取扱フコト

三、糸ノ使用期間ハ二月割當分ハ五月末日迄トシ以降之ニ準ジ取扱フコト

四、第十一條ニ依リ製品ニ付検査ヲ爲シタルトキハ検査済ノ印章又ハ證紙ヲ附スルコト

五、附則第三項ノ常時保有スルヲ必要ト認メラルル數量ハ二月ニ於ケル割當數量ト同數量トスルコト
從ツテ二月ノ割當數量ノ二倍以上ヲ保有スル工業者ニ導シテハ二月ニ於テ割當票ヲ交付セザルコト

但シ右標準ニ依リ難キ場合ハ當省ニ打合セルコト

六、綿糸配給統制規則ニ依リ割當ヲ受ケタル糸ニシテ一月中ニ使用シ得ザリシ數量ニ付テハ至急調査ノ上二月ニ於テ追加割當ヲ爲スコト尙一月中ニ行使シ得ザリシ割當票ハ一應之ヲ回收シ改メテ二月ニ於テ割當票ヲ追加發行スルコト

七、撚合糸ニ付テハ左ニ依リ取扱フコト

イ、毛糸（毛纖維ヲ重量割合ニ於テ一割以上混紡シタルモノヲ含ム）ト他ノ一種又ハ二種以上ノ糸トノ撚合糸（編ミタルモノヲ含ム以下同ジ）ハ之ヲ撚合毛糸ト看做スコト

ロ、絹糸ト毛糸以外ノ糸ヲ撚合シタル糸ハ其ノ中ニ含マレタル絹糸ノ重量、全重量ノ三分ノ一以上ナルトキハ之ヲ撚合絹糸ト看做ス

ハ、毛糸以外ノ異種ノ糸ヲ二種以上撚合シタル糸（但シロ、ニ屬スルモノヲ除ク）ハ其ノ中ニ含マルル重量最も多キ纖維ノ呼稱ヲ附シタル撚合糸ト看做スコト、但シ含有重量同一ナル場合（二種以上ノ纖維ノ含有重量同一ニシテ其ノ他ノ各纖維ノ含有重量之ヨリ少キ場合ヲ含ム）ハ含有重量同一ナル纖維ノ中絹、麻、人造絹、ステール、フアイバー、綿、其ノ他ノ纖維ノ順位ニ依リ上位ノ纖維呼稱ヲ附シタル撚合糸ト看做スコト

糸配給統制規則施行ニ關スル件

（昭和十四年四月三日）
（臨時物資調整局第四部長通牒）

所謂製造問屋ト之ガ下請業者トノ取扱ニ付テハ既ニ綿糸配給統制規則施行ニ際シ客年二月一日附十

三工第一二六〇號工務局長通牒ヲ以テ各地方長官宛申進置候處其ノ後ノ施行狀況ヲ見ルニ右通牒ノ趣旨ニ反スルガ如キ取扱ヲ爲シ居ルモノ有之様被認候ニ付今般新ニ糸配給統制規則施行相成ニ付テハ左記ニ依リ遺漏ナク取扱相成度爲念此段及通牒候也

記

糸配給統制規則ニ於ケル工業者中ニハ所謂製造問屋トシテ自ラ製造設備ヲ有セズ他人ヲシテ製造ヲ爲サシムルモノ及之等製造問屋ヨリノ委託ヲ受ケテ之ガ製造ヲ爲ス下請業者ヲ包含シ居ル處（下請業者ト雖モ例ヘバ農家ノ副業トシテ下請ヲ爲ス者ノ如ク從來工業組合法ノ運用ノ場合ニ於テ工業者ト認メザリシ者ハ之ヲ除ク）之等工業者ハ何レモ第一條ニ依リ地方長官又ハ統制團體ヨリ夫々割當ヲ受クル要アリ其ノ割當數量ヲ越エテハ委託製造又ハ受託製造ヲ爲シ得ザルモノニシテ唯割當票ノ交付ニ付テハ第二條ノ括弧内ノ規定ニ依リ重複シタル割當數量ニ依ラズ正味ノ使用數量ニ依リ之ヲ交付スルモノニシテ此ノ場合製造問屋、下請業者ノ摩擦ヲ避ケ公平ナル配給ヲ爲ス意味ニ於テ割當票ハ兩者連名ニシテ之ヲ發行シ製造問屋之ヲ以テ糸ヲ買入レ割當票記載數量ノ通リ下請業者ニ委託製造セシムル事

糸配給統制規則施行ニ關スル件

（昭和十四年四月四日）
（臨時物資調整局第四部長通牒）

標記規則第一條ノ使用ニ付テハ曩ニ昭和十四年一月三十一日附一四調四部第一五三號ヲ以テ及通牒置候處右ノ外今般更ニ左記ノ通決定致候條御了知相成度此段及通牒候也

記

糸ノ種類 縫糸 糸ノ番手

月 日	責任者印	割 當 項	當 量		荷 受 糸 量		使 用 可 能 現 在 糸 量
			割 糸 當 票	當 明 證 書	買 受 糸 量	工 業 者 へ 支 給 現 品 量	
2 1		前月ヨリ繰入					1.000
2 20		1~3月前期 山梨縣 18	12 000				
2 25		1~3月前期山梨縣 18 甲府太田商店			12 000		13.000
2 26		組合員 田中義雄へ				2.000	11.000
"		吉田二郎へ				5.000	6.000
"		中野喜作へ				3.000	3.000
"		天野利一へ				1.000	2.000
2 28		2月合計	12 000		12 000	11.000	2.000
2 28		翌月へ繰越					2.000
3 1		前月ヨリ繰入					2.000

縣ヨリ糸ヲ割當テラレシ工業組合ノ備フベキ帳簿

織物ノ緯糸ニシテ紡績ノ際緯管ニ巻取り製織ノ際巻返ヲ要セザルモノニ付テハ之ヲ機臺ニ仕掛クル
 ヲトテ使用ト謂フコト、
 縣ヨリ割當テラレシ糸ニ對スル買受報告様式
 昭和 年 月 日
 山梨縣知事 殿 工業組合 理事長
 糸消費割當ニ關スル件
 期分トシテ割當有之候 糸左記ノ通買受ケ致シ 工業組合員ニ分配致候條此段及
 報告候也 記

- 一、買受先
- 一、種類
- 一、數量
- 一、受給者名及現品支給量

備考 月 日現在ニ於ケル使用可能ノ殘存糸量(工業者ノ未使用ノ手持數量ノ合計)

糸ノ種類 縫 糸

糸ノ番手

112

單位ハ每

月 日	査 閲 印	要 項	割			當			糸			検査請求製品						
			割當糸量 割當票	割當 證明書	荷受糸量 買受糸量	荷受糸量 手持引ハ 支給糸量	使用可 能ノ糸量 在糸量	使用糸量 檢了ノ糸量 未使用糸量	使用能 殘糸量 ノ存糸量	使用過 糸量	期間 糸備考	受付 番號	製品名	請求 點數				
2 1		前月ヨリ繰入					60											
2 26		工業組リ 合ヨリ			2.000	2.000	2.060											
2 27		検査量					2.060	56			2004						7着	
2 28		2合月計 翌月越 前月繰入			2.000	2.000	2.060	56			2004						7	
3 1							2.004											

工業組合員ノ備フベキ帳簿

糸ノ種類 純綿糸

糸ノ番手

單位ハ每

月 日	査 閲 印	要 項	割			當			糸			検査請求製品					
			割當糸量 割當票	割當 證明書	荷受糸量 買受糸量	荷受糸量 手持引ハ 支給糸量	使用可 能ノ糸量 在糸量	使用糸量 檢了ノ糸量 未使用糸量	使用能 殘糸量 ノ存糸量	使用過 糸量	期間 糸備考	受付 番號	製品名	請求 點數			
2 1		前月ヨリ繰入					13.500										
2 10		検査量					13.500	1.000			12.5						8小 傘
2 15		再割當			1500	1500	12.500	2.400			10.1						20大 傘
2 20		検査量					11.600										
2 25		2月合計			1500	1500	11.600	5.000			6.600						30小 傘
2 28		翌月ヨリ繰入					15.000	8.400			1.600						
3 1		検査量					6.600				4.600						1小 傘
3 5		1-3月繰入 1-3月繰入 山形 6.6 甲府 1.6 大田 1.6			1200	1200	6.600	2.000									
3 20							7.800										
3 25																	

特別需給者ノ備フベキ帳簿

114

生糸配給統制規則

(昭和十五年一月九日)
農林省令第一號

改正 農林省令第二號第三號第九號

第一條 製糸業者ニシテ五十釜以上ノ繰糸機ヲ備フル工場ヲ有スルモノハ工場別ニ一月ヨリ起算スル毎三月間ノ器械生糸ノ製造豫定數量竝ニ輸出向及國內用別出荷豫定數量ヲ定メ之ヲ當該期間ノ開始ノ日ノ一月前迄ニ様式第一號ニ依リ農林大臣ニ報告スベシ

第二條 農林大臣ノ指定シタル玉糸製造業者ノ團體ハ毎月十日迄ニ翌月ノ其ノ組織者ノ玉糸製造豫定總數量ヲ様式第二號ニ依リ農林大臣ニ報告スベシ

第三條 前二條ノ規定ニ依ル報告ハ各正副二通ヲ作成シ當該工場又ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第四條 生糸(器械生糸、座繰生糸及玉糸ヲ謂ヒ、加工シタルモノヲ含ム 但シ商工大臣ノ指定シタルモノヲ除ク)ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造又ハ生糸ノ加工ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)

ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ割當テタル數量ヲ超エ生糸ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ(加工受託ニ依リ加工スル場合ヲ除ク)スルコトヲ得ズ

第五條 地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ總數量(委託ニ依ル製造ノ爲使用スル生糸ノ割當數量ヲ除ク)ニ相當スル割當票ヲ交附スベシ 但シ地方長官又ハ統制團體ハ本令公布ノ際常

時保有スルヲ必要ト認メラル、數量ヲ超ユ生糸ヲ保有スル工業者ニ對シテハ割當票ヲ交附セズ又ハ其ノ者ノ割當數量ニ滿タザル數量ニ相當スル割當票ヲ交附スルコトヲ得

地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ規定ニ依リ交附スル割當票ノ總數量及割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條 工業者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ生糸ヲ買受(本規定施行前ニ爲シタル契約ニ依ル受入ヲ含ム以下之ニ同ジ)タルコトヲ得ズ

工業者ニ對シ生糸ヲ販賣スル者ハ工業者ヨリ割當票ト引換ヘニ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條 工業者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第八條 工業者ハ割當票ト引換ヘ買受ケタル生糸ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ生糸ノ加工ヲ業トスル者ガ其ノ加工シタル生糸ヲ讓渡スル場合又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 工業者生糸ヲ割當票ト引換ヘ買受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ買受先別及種類別數量ヲ割當票ヲ交附シタル地方長官又ハ統制團體ニ報告スベシ

第十條 工業者ニ對シ生糸ヲ販賣スル者割當票ト引換ヘ生糸ヲ販賣シタルトキハ遲滯ナク其ノ販賣先別及種類別數量ヲ割當票ヲ交附シタル地方長官又ハ統制團體ニ報告スベシ

第十一條 工業者ニ對シ生糸ヲ販賣スル者ハ毎月前月中ニ引換ヘタル割當票ヲ之ヲ交附シタル地方長

官又ハ統制團體ニ差出スベシ

第十二條 工業者又ハ工業者ニ對シ生糸ヲ販賣スル者ハ帳簿ヲ備ヘ生糸ノ買受又ハ販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

第十三條 工業者ハ其ノ製造シタル製品ノ數量及其ノ使用シタル原料又ハ材料ニ付地方長官又ハ統制團體ノ検査ヲ受クベシ

第十四條 生糸ノ販賣ヲ業トスル者ノ團體ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノ(以下配給團體ト稱ス)

若ハ其ノ組織者又ハ地方長官ノ指定シタル者ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ生糸ヲ買受クルコトヲ得ズ 但シ輸出業者ガ買受クル場合、取引所ニ於テ買受クル場合又ハ取引所ノ受渡ニ供スル目的ヲ以テ買受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

生糸ハ配給團體及其ノ組織者、前項ノ地方長官ノ指定シタル者竝ニ工業者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ 但シ前項但書ノ規定ニ依リ買受クル者ニ對シ販賣スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ

地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前二項ノ生糸ニハ加工シタル生糸ヲ含マズ

第十五條 農林大臣又ハ商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ生糸ノ製造、販賣若ハ買受ヲ爲ス者又ハ生糸ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造若ハ生糸ノ加工ヲ爲ス者ニ對シ生糸ノ需給調整上必要ナル

命令ヲ爲スコトアルベシ

附 則

本則中第一條乃至第三條及附則第二項乃至第四項ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十五年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

工業者ハ本令公布ノ際現ニ保有スル生糸ノ種類別數量ヲ本令公布ノ日ヨリ十日以内ニ商工大臣ニ報告スベシ

昭和十五年一月ヨリ三月間ノモノニ關スル第一條ノ規定ニ依ル報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年一月十八日迄ニ之ヲ爲スベシ

昭和十五年一月ノモノニ關スル第二條ノ規定ニ依ル報告ハ同條ノ期限ニ拘ラズ昭和十五年一月十八日迄ニ之ヲ爲スベシ

第十四條ノ規定ハ昭和十五年一月八日以前ニ爲シタル契約ニ依リ昭和十五年四月十日迄ニ生糸ノ引渡又ハ受入ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

附 則 (昭和十五年一月二十日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年三月十八日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年十月九日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

昭和 年 月 日

農林大臣

殿

住所又ハ事務所
製米工場名
製米業者名

⑩

生糸配給統制規則第一條ニ依ル報告ノ件

自昭和 年 月至昭和 年 月三月間ニ於ケル器械生糸ノ製造豫定數量竝ニ輸出向
及國內用別出荷豫定數量左記ノ通ニ有之候條此段及報告候也

記

項目	自 年 月 至 年 月 月 豫定數量			前 年 同 期 實 績		
	月	月	計	月	月	計
生糸製造豫定數量						
輸出向出荷豫定數量						
國內用出荷豫定數量						

備考 昭和 年 月 日 (報告期ノ最終月末現在)

運轉釜數 普通機
多條機

釜釜釜

様式第二號

昭和 年 月 日

住所又ハ事務所

國糸製造業者ノ團體名

代表者 氏

名 ⑩

農林大臣

殿

生糸配給統制規則第二條ニ依ル報告ノ件

昭和 年 月ニ於ケル玉糸製造豫定數量左記ノ通ニ有之候條此段及報告候也

記

玉糸製造業者名	設備釜數	玉糸製造豫定總數量	前年同月實績
合計			

生糸配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル玉糸製造業者ノ團體指定ノ件 (昭和十五年一月九日) (農林省告示第二號)

改正 昭和十五年農林省告示第四百十號

保證責任三州玉糸生糸共同施設組合

保證責任五日市玉糸生糸共同施設組合

群馬縣玉糸製造同業組合

遠江玉糸同業組合

長野縣玉糸製糸同業組合 (昭和十五年四月八日) (農林省告示第三百二十九號)

生糸配給統制規則第四條第二項ノ規定ニ依リ

指定ノ件 (昭和十五年一月二十日) (商工省告示第十一號)

絹縫糸・絹刺繡糸・絹シエニール糸・絹漆引糸・絹ラツカー引糸・金屬箔紙・漆引紙・ラツカー引紙又ハセロフアンヲ被覆シタル糸・絹屑糸

生糸配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依リ

團體指定ノ件 (昭和十五年一月九日) (商工省告示第四號)

改正 昭和十五年商工省告示第十六號

日本絹織物工業組合聯合會

日本内地向縮緬工業組合聯合會

日本輸出羽二重工業組合聯合會

日本人造絹織物工業組合聯合會

大日本毛織物工業組合聯合會

大日本莫大小製造工業組合聯合會

日本纖維雜品工業組合聯合會

中部絹網工業組合

全國電線工業組合聯合會

日本人造テグス工業組合

日本撚糸工業組合聯合會

全國輸出麻真田捲糸工業組合聯合會

全日本絹織物工業組合聯合會 (昭和十五年七月一日) (商工省告示第三百二十八號)

日本綿ス・フ織物工業組合聯合會 (昭和十五年八月七日) (商工省告示第四百二十六號)

生糸配給統制規則第十四條第一項ノ生糸ノ

販賣ヲ業トスル者ノ團體指定ノ件 (昭和十五年一月二十日 農林省告示第三十二號)

改正 昭和十五年農林省告示第七十七號

有限責任山形縣生糸問屋蠶糸商共同施設組合

- 同 福島縣 同
- 同 栃木縣 同
- 同 群馬縣 同
- 同 埼玉縣 同
- 同 東京府 同
- 同 新潟縣 同
- 同 富山縣 同
- 同 福井縣 同
- 同 山梨縣 同
- 同 北信 同
- 同 南信 同
- 同 諏訪 同

- 同 岐阜縣 同
- 同 靜岡縣 同
- 同 三河 同
- 同 名古屋 同
- 同 三重縣 同
- 同 滋賀縣 同
- 同 京都 同
- 同 丹後 同
- 同 德島縣 同
- 同 愛媛縣 同
- 同 福岡縣 同
- 同 熊本縣 同
- 同 鹿兒島縣 同

生糸配給統制規則施行ニ關スル件

(一五織局第四八號 昭和十五年一月十九日 商工省纖維局長通牒)

標記ノ件ニ關シ左記ノ通決定致候條御了知相成度此段及通牒候也 追而一月二十日現在ニ於ケル生糸ノ工業者手持數量及仕掛中ノ數量ノ調査ニ付別紙ノ通各統制團體

宛通牒致置候條申添候

記

一、一月及二月分ノ割當ハ同時ニ之ヲ爲スコトトシ割當票ハ合算シテ發行スルコトヲ妨ゲザルコト
二、糸ノ使用期間ハ割當ノ月ヨリ起算シ六ヶ月間トシ一月割當分ニ限リ二月分ト合算シテ割當票ヲ發
行スル關係上七月末日迄トスルコト

三、第五條ノ常時保有スルヲ必要ト認メラルル數量ハ一月度ニ於ケル割當數量ノ四倍半トスルコト
左ニ掲ゲル製品ヲ製造スル場合ニ於テハ前項ノ數量ノ二倍一月度ニ於ケル割當數量ノ九倍トスルコ
ト

(イ) 精練、漂白、染色又ハ撚糸加工シタル糸ヲ使用スル織物

(ロ) 電線

(ハ) 絹漁網

四、二以上ノ統制團體ニ屬スル工業者ハ各統制團體ヨリ割當ラレタル糸ヲ彼此流用セザルコト

五、輸出品用トシテ割當テタル糸ヲ國內用ニ流用セザルコト

六、一月及二月分割當票ノ使用期間ハなま糸ニ在リテハ三月十日加工糸ニ在リテハ三月末日迄トスル
コト

七、工業者ニシテ統制團體ニ加入シ得ベキ資格ヲ有スル者ハ統制團體ニ加入セシメタル上統制團體ヨ
リ割當ヲ受ケシムルコトトシ右以外ノ者ニ對シ地方長官ヨリ割當ヲ爲スコト

八、輸出莫大小、輸出雜品等ニ使用スル糸ノ割當ハ當該團體ニ於テ之ヲ爲スコト

九、屑糸、撚合糸第四條ノ絲ノ使用ノ意義、所謂製造問屋ト下請業者トノ取扱、第八條但書ノ規定ニ
依ル讓渡ノ許可割當票ノ使用期間、使用期間ヲ經過シタル糸及種類番手等ノ關係上工業者ニ於テ讓
渡ヲ希望スル糸ノ取扱其ノ他第十三條ノ規定ニ基ク検査濟印章又ハ證紙ニ關シテハ糸配給統制規則
ノ適用アル糸ニ對スル從來ノ取扱ノ例ニ依ルコト

仕掛中ノ糸調査ノ件

一五機局第一〇九號
昭和十五年一月十八日
商工省纖維局長通牒

生糸配給統制規則ハ來ル一月二十日ヨリ實施可相成候ニ付テハ左記事項調査ノ上一月末日迄ニ回報
相成度此段及照會候也

記

一、一月二十日現在ニ於ケル仕掛中ノ糸ノ數量

二、一月二十日現在ニ於ケル生糸ノ保有數量

備考

(一) 仕掛中トハ糸配給統制規則施行ニ關スル件 昭和十四年一月三十一日附 一四調四部第一五三
號 臨時物資調整局第四部長通牒一ニ依ルコト

(二) 單位ハ貫トスルコト

三月度生糸割當票發行ニ關スル件

一五織局第五二一號
昭和十五年二月二十九日
商工省纖維局長通牒

四六

標記ノ件ニ關シ割當票ノ發行ハ生糸配給統制規則第五條第一項ノ規定ニ依リ各工業者ニ付當該工業者ノ割當數量ト手持數量トヲ考慮ノ上之ヲ爲スベキモノナル所、三月度ニ於テハ上記規則前ニ於テ先約定ヲ爲シタル生糸ニ付テハ右ニ拘ラズ當該工業者ノ割當數量割範圍内ニ於テ割當票ヲ發行スルコトトシ又割當票ノ發行ヲ受ケタル工業者ニ於テハ之ヲ以テ上ノ既契約ノ生糸ノ受渡ニ充當相成様致度候條此旨所屬工業者ニ對シ十分徹底可然措置相成度此段及通牒候也

追而右ニ伴ヒ割當票ノ分割ヲ必要トスル場合ニ於テハ工業者ノ申請ニ依リ之ガ分割發行相成様致度申添候

生糸先物賣買ノ取扱ニ關スル件

一五織局第五六二號
昭和十五年三月五日
商工省纖維局長總務課長

標記ノ件ニ關シ昭和十五年二月十六日附經保第七六號ヲ以テ照會有之候處生糸配給統制規則第六條ノ割當票ト引換フルニ非ザレバ生糸ヲ買受ケ又ハ販賣スルコトヲ得ズトハ生糸ノ引渡ヲ爲シ又ハ引渡ヲ受クル迄ニ割當票ノ交附ヲ爲シ又ハ受クルコトヲ要スル義ニ有之候條了知相成度此段及回答候也

生糸配給統制規則施行ニ關スル件

一五織局第一〇〇五號
昭和十五年四月五日
商工省纖維局長通牒

標記ノ件ニ關シ昭和十五年一月十九日附一五織局第四八號ヲ以テ通牒致置候處爾今左記ニ依リ御取

扱相成度此段及通牒候也

記

一、第五條ノ常時保有數量ニ付テハ三月度ニ於ケル割當數量ノ一倍半ノ數量トシ左ニ掲グル製品ヲ製造スル場合ニ於テハ三月度ニ於ケル割當數量ノ三倍トスルコト

(イ) 精練、漂白、染色又ハ撚糸加工シタル糸ヲ使用スル織物

(ロ) 電線

(ハ) 絹漁網

二、割當票竝ニ割當票ノ發行ハ一月ヨリ起算スル毎三ヶ月別ニ之ヲ爲スコト 但シ臨時ニ割當ヲ爲ス場合ニ於テハ一月別ニ之ヲ爲スコトアルベシ

三、割當票ノ使用期間ハなま糸ニ在リテハ當該期間終了ノ翌月十日迄加工糸ニ在リテハ翌月末日迄トスルコト 但シ三分分ニ付テハなま糸ニ在リテハ四月末日迄加工糸ニ在リテハ五月二十日迄トスル事糸ノ使用期間ハ當該期間ノ終ノ月ヨリ起算シ六月間トスルコト

纖維製品製造制限規則

(昭和十四年九月五日
商工省令第四十六號)

改正 昭和十四年商工省令第六十一號 第七十七號

昭和十五年商工省令第四十號 第七十一號 第七十八號 第八十八號 第一〇五號

昭和十六年商工省令第四號 第二十五號

第一條 別表甲號ニ掲グル纖維製品ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ他之ヲ製造スルコトヲ得ズ

一、商工大臣ノ指定シタル種類ノ纖維製品ヲ製造スルトキ

二、輸出品(關東州・滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若ハ

材料トシテ纖維製品ヲ製造スルトキ

三、特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ纖維製品ヲ製造スルトキ

第二條 別表乙號ニ掲グル纖維製品(以下乙號纖維製品ト稱ス)ノ製造ヲ業トスル者ハ纖維需給調整協議會ノ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ其ノ製造ニ係ル乙號纖維製品ヲ(本則施行前ノ製造ニ係ルモノヲ含ム)ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ譲渡シ若ハ質入スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテ製造シタル纖維製品及前條第三號ノ規定ニ依

大臣ノ承認ヲ受クベシ

附 則

本則ハ昭和十四年十月五日ヨリ之ヲ施行ス(ス・フ織物)

附 則 (昭和十四年十二月二十八日第七十七號)

本則ハ昭和十五年一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス(毛織物)

附 則 (昭和十五年六月五日第四十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十五年九月十日第七十一號)

本令ハ昭和十五年九月二十九日ヨリ之ヲ施行ス(毛莫大小)

附 則 (昭和十五年十月二日第七十八號)

本令ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス(人絹織物)

附 則 (昭和十五年十月二十二日第八十七號)

本令ハ昭和十五年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス(ス・フ織物改正)

附 則 (昭和十五年十月二十五日第八十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(毛莫大小改正)

附 則 (昭和十五年十二月二十一日第一〇五號)

リ地方長官ノ許可ヲ受ケ製造シタル纖維製品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條 纖維需給調整協議會ハ乙號纖維製品ニ付検査ノ請求アリタルトキハ別ニ定ムル検査標準ニ依リ其ノ検査ヲ爲シ合格又ハ不合格ヲ決定スベシ

乙號纖維製品ノ製造ヲ業トスル者以外ノ者ト雖モ纖維需給調整協議會ニ對シ乙號纖維製品ニ付検査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四條 纖維需給調整協議會ハ検査合格品ニハ別記様式第一號ノ印章又ハ證票ヲ検査不合格品ニハ別記様式第二號ノ印章又ハ證票ヲ附スベシ

第五條 乙號纖維製品ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ附シタル印章又ハ證票ヲ抹消シ除却シ又ハ隠蔽スルコトヲ得ズ

第六條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテ乙號纖維製品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定乙號纖維製品ト稱ス)ヲ製造シタル者又ハ之ヲ讓受ケタルモノハ本邦・關東州・滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲之ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ノ讓受ケタル指定乙號纖維製品ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ハ毎月ノ指定乙號纖維製品ノ販賣數量ヲ定メ豫メ商工

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(別記様式改正)

附 則 (昭和十六年一月十五日第四號)

本令ハ昭和十六年三月一日ヨリ之ヲ施行ス(更生糸織物)

附 則 (昭和十六年四月四日第二十五號)

本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表甲號

ステープルファイバー織物(綿ヲ使用シタル糸ヲ使用シタルモノ、毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノ及更生糸ヲ本數割合ニ於テ五割ヲ超ヘ使用シタルモノヲ除ク)

ステープルファイバー莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

毛織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)

毛莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)

毛紡式ステープルファイバー莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

人造絹織物(天鷲絨ニシテ經緯二重組織ノモノ又ハ針金ヲ織込ムモノ、ゴブラン織、綴錦、金襴及帶地ニシテ縫取、胴入若ハ獨結織ノモノ又ハ三種若ハ三色以上ノ緯糸ヲ用ヒ三挺以上ノ追拵ニ依リ製織スルモノ並ニ毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

ステープルファイバー莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）
綿莫大小製品

人絹莫大小生地

人絹莫大小製品（人絹シル莫大小製品及人絹經編莫大小製品ヲ除ク）

乙 號

ステープルファイバー織物（綿ヲ使用シタル糸ヲ使用シタルモノ、毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノ及更生糸ヲ本數割合ニ於テ五割ヲ超ヘ使用シタルモノヲ除ク）

ステープルファイバー莫大小生地（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

ステープルファイバー莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

綿莫大小製品

毛織物（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛紡式ステープルファイバー莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

人造絹織物（天鵝絨ニシテ經緯二重組織ノモノ又ハ針金ヲ織込ムモノ、ゴブラン織、綴錦、金襴及帶地ニシテ縫取、胴入若ハ獨針織ノモノ又ハ三種若ハ三色以上ノ緯糸ヲ用ヒ三挺以上ノ追拵ニ依リ製織スルモノ並ニ毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

更生糸ヲ使用シタル織物（更生糸ニ非ザル糸ヲ本數割合ニ於テ五割以上使用シタルモノヲ除ク）

五

（以下昭和十六年四月四日第二十五號ニ依リ追加）

人絹莫大小生地

人絹莫大小製品（人絹シル莫大小製品及人絹經編莫大小製品ヲ除ク）

別記様式第一號



五 糶

二 證票

又ハ



二五 糶

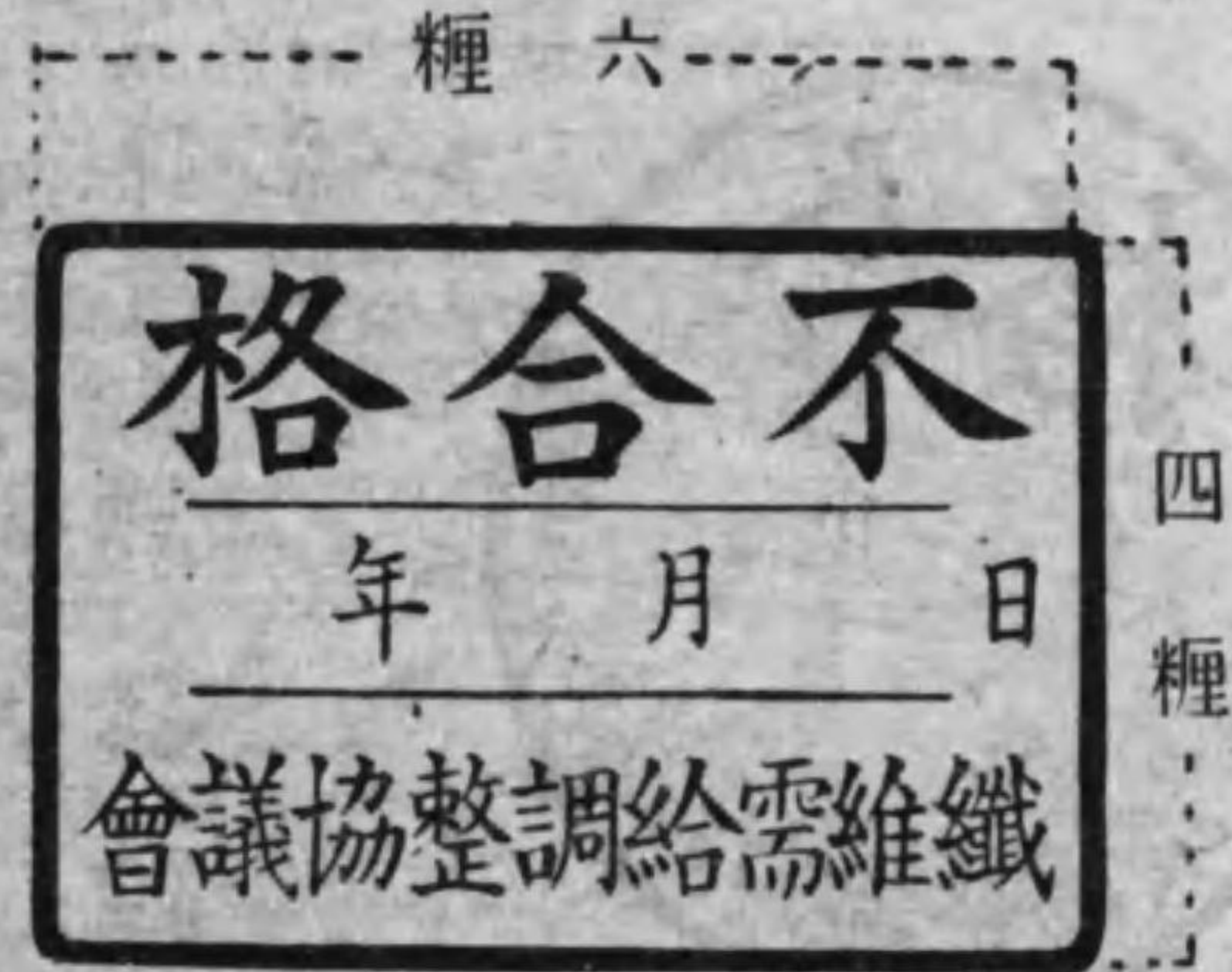


二二 糶

五七 糶

五

樣式第二號
一 印章



二 證票



五

纖維製品製造制限規則施行ニ關スル件

(一六織局第一二二六號
昭和十六年三月五日
商工省纖維局長通牒)

纖維製品製造制限規則第一條第三號又ハ同第二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可セル纖維製品ニ付テハ纖維需給調整協議會ニ於テ糸量検査ヲ爲セル際糸量検査濟印章ニ接シ左記印章ヲ押捺セシムルコトト致度候條了知相成度此段及通知候也

記

一、第一條第三號ノ許可品ニ押捺スル印章
(赤色ヲ用フ)



11、第二條第一項但書ノ許可品ニ押捺スル印章



(赤色ヲ用フ)

天

參考 第二條第一項但書ニ依ル許可品ニ押捺スベキ「縣」ノ印章



纖維製品製造制限規則第二條第一項但書ニ依ル許可申請書

住所

氏

名 ㊟

販賣致度候ニ付テハ御許可相成度此段及申

无

纖維需給調整協議會ノ糸量検査ヲ受ケタル左記
請候也

ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、割當票ト引換ヘニ讓渡スルトキ

二、纖維製品製造制限規則ニ依リ同則第三條ノ商工大臣ノ指定シタル者ニ讓渡スルトキ

三、特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第三條 別表乙號ニ掲グル者ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、割當票ト引換ヘニ讓渡スルトキ

二、特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第四條 別表丙號ニ掲グル者割當票ト引換フルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ纖維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ讓受クルコトヲ得ズ

第六條 割當票ハ商工大臣、地方長官又ハ纖維需給調整協議會之ヲ發行ス 地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ前項割當票ヲ發行スベシ

地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ第一項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
第七條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ
第八條 別表甲號、別表乙號又ハ別表丙號ニ掲グル者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ製造シ、讓受ケ又ハ讓渡シタル纖維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年三月六日商工省令第十二號)

本令ハ昭和十六年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

別表甲號

日本特免織物製造株式會社

日本内地莫大小統制株式會社

全日本足袋共同販賣株式會社

日本タオル工業組合聯合會

乙號

日本特免綿帆布元配給株式會社

日本特免綿ネル元配給株式會社

- 久留米耕元配給株式會社
 - 備後特免耕元配給株式會社
 - 伊豫耕元配給株式會社
 - 日本特免足袋原料元配給株式會社
 - 日本特免綿織物元配給株式會社
 - 特免カラ紡織物元配給株式會社
 - 全國局方ガ―ゼ製造統制株式會社
 - 全日本莫大小卸商業組合
 - 全日本足袋卸商業組合
 - 日本タオル卸商業組合
- 丙號
- 東部特免綿織物配給株式會社
 - 中部特免綿織物配給株式會社
 - 西部特免綿織物配給株式會社
 - 關東特免足袋原料配給株式會社
 - 關西特免足袋原料配給株式會社
 - 中國特免足袋原料配給株式會社

纖維製品配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル

纖維製品指定ノ件 (昭和十五年二月九日 商工省告示第四十八號)

改正 昭和十六年商工省告示第一七九號 第二六〇號

纖維製品配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ纖維製品左ノ通り指定ス
昭和十三年商工省令第三十七號綿製品ノ製造制限ニ關スル件ノ適用ヲ受クル織物ニシテ其ノ製造ニ付
同令第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノ

- 莫 大 小 生 地
- 軍 手
- 毛莫大小製品 (毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ) (昭和十六年三月十日ヨリ)
- 毛紡式ステープルファイバー莫大小製品
- 綿莫大小ノ靴下
- 綿莫大小ノ脚 絆
- 足 袋
- タ オ ル

纖維製品配給統制規則施行ニ關スル件

(一五織局第二九三號 昭和十五年二月二十二日 商工省纖維局長通牒)

昭和十五年一月九日附ヲ以テ公布相成タル標記規則ハ來ル本月二十六日ヨリ施行セラルルコト相成居候處本則ハ現下纖維製品ノ配給不圓滑ナルニ鑑ミ之ガ種々ノ原因ヲ除去シ以テ纖維製品ノ必需方面ニ對スル配給ノ確保ヲ期スル爲制定セラレタルモノニ有之候條關係各方面ニ對シ充分其ノ趣旨ヲ徹底セシメ萬遺憾無之様取計相成ト共ニ之ガ施行ハ左記各項ニ依ラレ度依命此段及通牒候也
追而規則第六條ノ規定ニ依リ貴官ニ於テ發行スル割當票ノ様式ハ別紙ノ通定メラレ度右申添候

記

一、規則第一條但書ノ規定ニ依リ地方長官ガ許可ヲ爲スハ左ノ場合トス

(イ) 内地産棉花ノミヲ使用シタル綿織物ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルトキ

(ロ) 試験用纖維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルトキ

(ハ) 魚網用布ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルトキ

(ニ) 産業組合及同聯合會ガ其ノ共同設備ニ依リ製造シタル纖維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使

用シ又ハ之ヲ附屬組合若ハ所屬組合員ニ讓渡スルトキ

(ホ) 前各號ニ掲グル場合以外ノ場合ニシテ豫メ當省ニ打合せ承認ヲ得タルトキ

二、規則第二條但書ノ規定ニ依リ長官ガ許可ヲ爲スハ左ノ場合トス

特ニ必要アリト認めタル場合ニシテ豫メ當省ニ打合せ承認ヲ得タルトキ

三、規則第六條ノ規定ニ依リ地方長官ガ割當票ノ發行ヲ爲スハ左ノ場合トス

刺子、トレーシングクロス用布、潜水服用布、タイプライターリボン用布、コンパクト用ネル等織

維製品ヲ原料又ハ材料トシテ使用スル製品ノ製造業者ニシテ全國又ハ數府縣ニ亘ル團體ヲ組織シ居ラザル者ヲシテ前記ノ纖維製品ヲ規則丙號ニ掲グル者ヨリ購入セシムルトキ

纖維製品配給統制規則施行ニ關スル件

一五 總局第五七七號
昭和十五年三月十一日
商工省纖維局長通牒

標記規則第六條第一項ノ規定ニ依リ施行セララルル割當票ノ有効期間及割當票ニ依リ爲シタル契約ニ基ク現物ノ受渡期間ハ之ヲ左記ノ通ト致スコトト相成候條右ニ依リ取扱相成度此段及通牒候也
追テ標記規則ニ依リ各月ニ於テ配給スベキ數量ハ其ノ前月ニ於テ糸配給統制規則ニ依リ割當テラレタル糸ニ依リ製造セラレタル數量ニ相當スルモノト致ス豫定ニ有之候條御含置相成度右申添候

記

一、割當票ノ有効期間ハ當該割當票發行ノ月ノ翌月十日迄トスルコト

二、割當票ニ依リ爲シタル契約ニ基ク現物ノ受渡期間ハ當該割當票發行ノ月ヨリ四ヶ月間トスルコト

苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件

(昭和十五年六月十日 商工省令第四十三號)

第一條 苧麻、大麻其ノ他麻(屑ヲ含ム)ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下麻ト稱ス)ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者ハ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ麻ヲ買受(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル受入ヲ含ム以下同ジ)クルコトヲ得ズ。但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、軍ヨリ麻ヲ買受クルトキ
 - 二、麻ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者苧麻、大麻等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル者ナル場合ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ麻ヲ買受クルトキ
 - 三、特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ハ販賣ノ目的ヲ以テ麻ヲ買受クルコトヲ得ズ。但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、麻ヲ輸入又ハ移入スルトキ
 - 二、苧麻、大麻等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル者麻ヲ買受クルトキ
 - 三、特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 第三條 第一條但書第二號ノ規定ニ依リ麻ヲ買受ケタル者ハ之ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件第一條ノ

規定ニ依リ麻ノ件 (昭和十五年六月二十七日 商工省告示第三百六號)

改正 昭和十五年商工省告示第五百六十九號

苧麻(野生ノモノヲ含ム)及其ノ屑(苧麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク)

大麻(線麻ヲ含ム)其ノ屑(大麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク)

外國産市皮

内地産黃麻及其ノ屑(マオラン製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク)

苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件第一條ノ

規定ニ依リ指定ノ件 (昭和十五年六月二十七日 商工省告示第三百七號)

改正 昭和十五年商工省告示第五百六十七號

日本原麻株式会社
東京麻苧卸商業組合

大阪麻苧卸商業組合
名古屋麻苧卸商業組合
京都麻苧商業組合
日本麻類纖維商業組合
備後荒苧商業組合

苧麻、大麻統制規則

(昭和十五年六月十日
農林省令第四十四號)

- 第一條 苧麻、大麻其ノ他ノ麻(屑ヲ含ム)ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ(以下麻ト稱ス)生産者若ハ其ノ組織スル團體又ハ麻ヲ輸入若ハ移入シタル者ハ之ヲ農林大臣ノ指定シタル統制機關又ハ農林大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ麻ヲ前項ノ統制機關以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ
- 第二條 前項第一項ノ統制機關ハ農林大臣ノ指定シタル方法以外ノ方法ニ依リ麻ヲ販賣スルコトヲ得ズ
- 第三條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ條件ヲ定メ麻ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ第一條第一項ノ統制機關ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第一條第一項ノ統制機關又ハ農林大臣ノ指定シタル者

ニ對シ麻ノ買入先、賣買方法其ノ他ニ關シ麻ノ需給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第五條 農林大臣ハ第一條第一項ノ統制機關又ハ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ麻ノ需給調整上必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

附 則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

苧麻、大麻等統制規則第一條第一項ノ規定ニ

依リ指定ノ件

(昭和十五年六月十九日
農林省告示第二百七十號)

改正 昭和十五年農林省告示第四百五十七號

同條同項ノ農林大臣ノ指定スル麻

苧麻(野生ノモノヲ含ム)及其ノ屑(苧麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク)

大麻(線麻ヲ含ム)及其ノ屑(黃麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク)

外國產市皮

内地產黃麻及其ノ屑(黃麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク)

マオラン及其ノ屑(マオラン製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク)

同條同項ノ農林大臣ノ指定シタル統制機關

日本原麻株式會社

黄麻、マニラ麻配給統制規則 (昭和十五年六月十日
商工省令第四十二號)

七

第一條 黄麻(内地産黄麻ヲ除ク)又ハマニラ麻(以下麻ト稱ス)ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造
ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)ハ地方長官又ハ纖維需給調整協議會ニ於テ用途別ニ割當テタル
數量ヲ超エ當該用途ニ麻ヲ使用スルコトヲ得ズ 但シ軍ノ委託ヲ受ケ麻ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ
在ラズ

地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ前項ノ規定ニ依ル毎月ノ割當ノ用途別總數量ニ付豫メ商工大臣
ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二條 地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ工業者ニ對シ其ノ者ノ割當數量(委託ニ依ル製造ノ爲使
用スル麻ノ割當數量ヲ除ク)ニ相當スル割當票ヲ交付スベシ

地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ前項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第三條 工業者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ其ノ使用スル麻ヲ買受クルコトヲ得ズ

第四條 工業者ニ對シ前條ノ麻ヲ販賣スル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ賣渡スコトヲ得ズ

前條ノ麻ヲ販賣スル者ハ工業者ヨリ割當票ト引換ヘニ買受ノ申込アリタルトキ正當ノ理由アルニ非
ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第五條 業者其ノ輸入又ハ移入シタル麻ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セントスル麻ノ數量ニ相當
スル割當票ニ使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ捺捺スベシ

第六條 工業者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第七條 工業者ハ割當票ト引換ヘ買受ケタル麻ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ地方長官ノ許可ヲ
受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 工業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ割當票ヲ交付シタル地方長官又ハ纖維需給調整協議
會ニ報告スベシ

一、前月中ニ割當票ト引換ヘ買受ケタル麻ノ買受先別種類別數量

二、割當票ト引換ヘ買受ケタル麻ノ前月中ニ於ケル種類別使用數量

三、前月中ニ割當票ニ消印ヲ捺捺シテ使用シタル麻ノ種類別數量

第九條 工業者ニ對シ第三號ノ麻ヲ賣渡シタル者ハ毎月前月中ニ引換ヘタル割當票ヲ之ヲ交付シタル
地方長官又ハ纖維需給調整協議會ニ差出スベシ

前項ノ規定ハ割當票ニ消印ヲ捺捺シテ麻ヲ使用シタル工業者ニ之ヲ準用ス

第十條 工業者又ハ工業者ニ對シ第三條ノ麻ヲ販賣スル者ハ帳簿ヲ備ヘ同條ノ麻ノ買受又ハ賣渡ニ關
スル事實ヲ記載スベシ

第十一條 工業者ハ其ノ製造シタル物品ノ數量及其ノ使用シタル麻ニ付地方長官又ハ纖維需給調整協
議會ノ検査ヲ受クベシ

附 則

本則ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス

七三

副蠶糸配給統制規則

昭和十五年十月二十一日
農林省令第十號

七四

- 第一條 本則ニ於テ副蠶糸トハ生皮苧(鬘斗糸ヲ含ム)比須、出穀繭、揚繭、屑繭及繭毛羽ヲ謂フ
- 第二條 副蠶糸ハ左ニ掲グル者又ハ團體ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ買受クル(輸入又ハ移入スル場合ヲ除ク)コトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(全國ヲ地區トスル團體ニアリテハ農林大臣)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、地方長官ノ指定シタル團體又ハ其ノ構成員
 - 二、農林大臣ノ指定シタル團體ノ構成員
 - 三、農林大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)
 - 四、副蠶糸ノ輸出ヲ業トスル者
- 第三條 副蠶糸ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造又ハ副蠶糸ノ加工ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)ハ統制會社以外ノ者ヨリ副蠶糸ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル副蠶糸ヲ受入スルコトヲ得ズ 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、農林大臣ノ指定シタル工業者ガ農林大臣ノ指定シタル數量ノ限度内ニ於テ受入ルルトキ
 - 二、他ノ工業者ガ統制會社ヨリ受入レタル副蠶糸ヲ當該工業者ノ委託ニ依リ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スル爲受入ルルトキ

三、特別ノ事情ヨリ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

工業者ハ統制會社ヨリ受入レタル副蠶糸ヲ除クノ他自己ノ生産シタル副蠶糸ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 統制會社以外ノ者ハ前條第一項但書ノ場合ヲ除クノ他工業者ニ對シ副蠶糸ヲ賣渡シ又ハ委託加工其ノ他ノ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル副蠶糸ヲ引渡スコトヲ得ズ

第五條 統制會社ハ其ノ取扱フ副蠶糸ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條 商工大臣ノ指定シタル工業者ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ割當タル數量ヲ越エ副蠶糸ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得ズ 但シ第三條第一項但書第二號及第三號ノ規定ニ依リ受入レタル副蠶糸ヲ使用シ又ハ加工スル場合及同條第二項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ總數量ニ付豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條 農林大臣又ハ商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ副蠶糸ノ生産若ハ販賣ヲ爲ス者又ハ工業者ニ對シ副蠶糸ノ需給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第八條 農林大臣若ハ商工大臣又ハ地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ヨリ副蠶糸ノ需給調整上必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

七五

第九條 統制會社ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ於ケル副蠶糸ノ種類別受入數量及種類別引渡數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ第二條及第六條ノ規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム
工業者ハ本令施行ノ際現ニ保有スル副蠶糸ヲ第三條第二項ノ規定ニ拘ラズ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得

副蠶糸配給統制規則第三條第一項第一號ノ工業者及其ノ受入數量限度指定ノ件

(昭和十五年十月二十一日)
農林省告示第五百十八號

工業者眞綿ノ製造ヲ業トスルモノニシテ副蠶糸(乾燥セルモノ)ノ消費數量一ケ年ヲ通ジ百貫以下ノモノ

數量一ケ年ヲ通ジ百貫

副蠶糸配給統制規則第二條第二號ノ團體指定ノ件

(昭和十五年十月二十一日)
農林省告示第五百十六號

日本副蠶糸商業組合

副蠶糸配給統制規則第二條第三號ノ團體指定ノ件

(昭和十五年十月二十一日)
農林省告示第五百十七號

日本副蠶糸統制株式會社

共

副蠶糸配給統制規則施行ニ關スル件

(一五機局第五四一九號)
昭和十五年十二月二十六日
商工省纖維局長通牒

副蠶糸配給統制規則ハ十一月一日ヨリ施行相成居候處セリシシ定着等ノ加工業ニシテ本令施行當時保有セル副蠶糸ヲ加工シラツプ、トツプ及ベニ一狀トセルモノニ付テハ副蠶糸ト見做サズ從ツテ之ガ販賣ハ差支無之候條了知相成度此段及通牒候也

更生糸製造制限規則 (昭和十五年十月二十二日)
商工省令第八十六號

第一條 本則ニ於テ更生糸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル糸ヲ除クノ他毛、絹、麻(亞麻、苧麻、大麻、黃麻、市皮及マニラ麻ヲ謂フ以下同ジ) 人造纖維及綿以外ノ纖維(以下雜纖維ト稱ス) 又ハ屑若ハ故ノ纖維ヲ用ヒテ製造シタル糸ヲ謂フ

一、重量割合ニ於テ五割以上ノ屑又ハ故ニ非ザル纖維(麻及雜纖維ヲ除ク)ヲ用ヒテ製造シタル糸

二、紡毛糸(重量割合ニ於テ一割以上ノ毛ヲ含ムモノヲ謂フ)

三、紡績絹糸(絹以外ノ屑若ハ故ノ纖維又ハ雜纖維ヲ含ムモノヲ除ク)

四、短線式紡績麻糸(麻以外ノ屑若ハ故ノ纖維又ハ雜纖維ヲ含ムモノヲ除ク)

五、ガラ紡糸

六、落綿糸

七、重量割合ニ於テ五分以上ノ機械油脂ヲ含ム紡毛式紡績糸

七

八、重量割合ニ於テ五割以上ノ織物纖維ヲ用ヒテ製造シタル糸

九、手紡糸

第二條 更生糸ハ其ノ纖維ノ混合割合及太サガ別表ニ掲グル混用割合及番手ニ該當スルモノニ非ザレバ之ヲ製造スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニヨリ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ヲ工場所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ

第三條 更生糸ヲ製造シタルモノハ運滯ナク更生糸ニ其ノ番手、混用シタル纖維ノ種類及混用割合並ニ氏名名稱ヲ表示スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

種類	規格番號	混用割合%	番	手
綿紡式 更生糸	第一號	人造纖維 絹(絹ブレットヲ除ク) 四 五	四、六、一〇、一七、二〇	
同	二	人造纖維 麻 四 五	三、四、六、九、一二、一六、六、九	九

同	三	人造纖維 絹ブレット	四 五	一〇
同	四	人造纖維 絹ブレット	五 〇〇	三、四、六、九、一二、一六、六、九
同	一	人造纖維 絹(絹ブレットヲ除ク)	六 五	三〇、四〇、三〇、四〇
同	二	人造纖維 麻	五 五	二〇
同	三	人造纖維 絹ブレット	五 五	二七
同	四	人造纖維 絹ブレット	五 〇〇	二〇
同	一	人造纖維 絹(絹ブレットヲ除ク)	六 〇〇	三二、三六、二〇、三二、三六、二四
同	二	人造纖維 麻	五 〇〇	一六、二〇
同	三	人造纖維 絹(絹ブレットヲ除ク)	四 〇〇	二〇、三〇
同	四	人造纖維 麻	五 〇〇	一六、二〇
同	一	人造纖維 絹(絹ブレットヲ除ク)	四 五	一〇
同	二	人造纖維 麻	五 五	三、五、五

九

同	三三	人造纖維 (絹アレーツトヲ除ク)	四〇〇	五、七
同	三四	人造纖維	五〇〇	三、五、五
同	三五	人造纖維	一〇〇	三、五

混用割合ノ欄中人造纖維又ハ絹(絹アレーツトヲ除ク)トアルハ屑又ハ故ノ人造纖維又ハ絹(絹アレーツトヲ除ク)ヲ謂ヒ麻又ハ雜纖維ニハ屑又ハ故ノモノヲ含ムモノトス

二、混用割合ハ重量割合トス

三、混用割合ノ公差ハ上下總重量ノ五%トス

四、各更生糸ニ付重量割合ニ於テ一〇%以内當該更生糸ノ混用割合ノ欄ニ記載シタル纖維以外ノ屑又ハ故ノ纖維ヲ混入スルヲ妨ゲザルモノトス此ノ場合ニ於テハ本表記載ノ纖維ノ混用割合ノ公差ハ第三號ノ規定ニ拘ラズ上下本表記載ノ纖維ノ總重量ノ五%トス

五、綿紡式更生糸及絹紡式更生糸ノ番手ハ英式ニ依リ梳毛式更生糸及紡毛式更生糸ノ番手ハメートル式ニ依ルモノトス

六、番手ノ欄中例ヘバ六ノ二トアルハ六番手双糸ヲ指稱スルモノトス

纖維屑配給統制規則

(昭和十五年七月八日
商工省令第五十號)

改正 昭和十五年商工省令第七十二號

第一條 商工大臣ノ指定シタル纖維製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者(別表甲號ニ掲グル者ヲ除ク)

ハ當該纖維製品ノ製造又ハ加工ノ過程ニ於テ生ジタル屑ノ纖維ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下特殊纖維屑ト稱ス)ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料トシテ使用シ又ハ之ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ軍ニ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 別表甲號ニ掲グル者(別表乙號ニ掲グル者ヲ除ク)ハ特殊纖維屑ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ 但シ軍ニ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニシテ商工大臣ノ指定シタル屑若ハ故ノ纖維又ハ之ヲ反毛シタルモノ(以下纖維屑ト稱ス)ヲ業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル(洗、晒、油拔、脫酸、脫硫、脫鹽素、選別及拭布作製ヲ爲ス場合ヲ除ク)モノ(以下工業者ト稱ス)工業者ノ組織スル團體、工業者ノ組織スル團體ノ代表者ニシテ地方長官ノ指定シタルモノ(以下指定代表者ト稱ス)又ハ纖維屑ノ輸出業者ハ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ヨリ纖維屑ヲ讓受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ

以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル纖維屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、軍ヨリ受入ルルトキ
 - 二、工業者ガ其ノ組織スル團體又ハ其ノ指定代表者ヨリ受入ルルトキ
 - 三、工業者又ハ纖維屑ノ輸出業者ニシテ纖維屑ノ販賣業ヲ營ムモノ販賣（輸出スル場合ニ於ケル販賣ヲ除ク以下同ジ）ノ目的ヲ以テ譲受クルトキ
 - 四、纖維屑ノ少量使用者トシテ地方長官ノ指定シタルモノ（以下少量使用者ト稱ス）ガ自己ノ用ニ供スル纖維屑ヲ受入ルルトキ
 - 五、第一條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル纖維製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ガ同條但書ノ許可ヲ受ケ譲渡スル特種纖維屑ヲ譲受クルトキ
 - 六、別表甲號ニ掲グル者ガ前條但書ノ許可ヲ受ケ譲渡スル特種纖維屑ヲ譲渡クルトキ
 - 七、纖維屑ノ蒐集者及販賣業者以外ノ者ヨリ打直ノ目的ヲ以テ故綿ヲ受入ルルトキ
 - 八、特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 工業者ガ前項ノ規定ニ依ル纖維屑ノ指定前委託シテ反毛ヲ爲ス目的ヲ以テ他人ニ引渡シタル纖維屑ハ前項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ受入ルルコトヲ得ズ
- 前項ノ許可ヲ受ケントスルモノハ第一項ノ規定ニ依ル纖維屑ノ指定アリタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ申請スベシ

第四條 別表甲號又ハ別表乙號ニ掲グル者以外ノ纖維屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ前條第一項但書ノ場合ヲ除クノ他工業者工業者ノ組織スル團體、指定代表者又ハ纖維屑ノ輸出業者ニ對シ纖維屑ヲ譲渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル纖維屑ヲ引渡スルコトヲ得ズ

第五條 纖維屑ノ販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受ケタル纖維屑ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第六條 別表乙號ニ掲グル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ニ對シ纖維屑ヲ譲渡スルコトヲ得ズ 但シ少量使用者ニ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ハ前條但書ノ場合ヲ除クノ外割當票ト引換フルニ非ザレバ別表乙號ニ掲グル者ヨリ纖維屑ヲ譲渡クルコトヲ得ズ

第八條 指定代表者ハ其ノ代表スル團體ヲ組織スル工業者以外ノ者ニ對シ割當票ト引換ヘ譲受ケタル纖維屑ヲ譲渡スルコトヲ得ズ

第九條 割當票ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル數量ノ限度内ニ於テ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ於テ之ヲ發行ス

第十條 工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ハ割當票ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ

第十一條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メ纖維屑ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ別表乙號ニ掲グル者ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ
第十二條 別表甲號又ハ別表乙號ニ掲グル者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ受入レ又ハ引渡シタル特殊纖維屑又ハ纖維屑ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ第六條乃至第八條ノ規定ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

毛襪履配給統制規則ハ之ヲ廢止ス 但シ罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十五年九月十四日商工省令第七十二號)

本令ハ昭和十五年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

甲 號

- 大日本落綿卸商業組合聯合會
- 日本紡織屑纖維株式會社
- 大日本輸出タオル株式會社
- 日本綿毛布株式會社
- 日本再織製品株式會社

日本格外加工綿織物株式會社

大日本輸出莫大小株式會社

日本綿漁網製造株式會社

日本輸出布帛製品株式會社

日本屑纖維配給統制株式會社

乙 號

大日本落綿卸商業組合聯合會

日本屑纖維配給統制株式會社

日本綿屑商業組合聯合會

日本故纖維統制株式會社

纖維屑配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル纖維

製品指定ノ件

(昭和十五年七月八日 商工省告示第三百四十六號)

纖維屑配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ纖維製品左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
綿糸(ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ム)

綿織物(ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ミ重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ除ク)

綿莫大小生地（ステープルファイバータ混用シタルモノヲ含ム）

綿漁網

綿布帛製品（ステープルファイバータ混用シタル綿布帛ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム）

綿莫大小製品（ステープルファイバータ混用シタル綿莫大小生地ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム）

纖維屑配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ

屑又ハ故ノ纖維指定ノ件（昭和十五年七月八日 商工省告示第三百四十八號）

改正 昭和十五年商工省告示第五百三十五號

纖維屑配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ屑又ハ故ノ纖維左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

落綿（ステープルファイバータ混用スルモノヲ含ム） 遭難綿及掃寄綿

綿糸、綿紐又ハ綿綱ノ屑（ステープルファイバータ混用シタルモノヲ含ミ重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ除ク）

綿織物（細巾綿織物ヲ含ム） 綿莫大小生地綿レース又ハ綿綱ノ端切及裁斷屑（ステープルファイバータ混用シタルモノヲ含ミ重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ除ク）

落毛（重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛糸屑（重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛織物又ハ毛莫大小生地ノ端切及裁斷屑（重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ謂フ）

機下屑

起毛屑

故綿

襪襪（輸入シタルテレンプ又ハ靴下ノ襪襪ヲ除ク）

故ノ糸、紐、綱及網（故ノマニラロープヲ除ク）

纖維屑配給統制規則第九條第一項ノ規定ニ依リ

團體指定ノ件（昭和十五年七月八日 商工省告示第三百四十九號）

ス 纖維屑配給統制規則第九條第一項ノ規定ニ依リ團體左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

纖維需給調整協議會

纖維屑配給統制規則第一條但書及第三條第一

項但書第八號ノ規定ニ依ル許可ニ關スル件

（一六織局第一一六六號 昭和十六年三月一日 商工省纖維局長通牒）

標記ノ件ニ關シ纖維屑ノ使用ニ付左記ノ場合ハ包括的許可相成支障無之候條御了知相成度此段及通牒候也

- 一、ガラ紡綿糸（ステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム）製造業者ガ其ノ生ジタル落綿ヲガラ紡糸トシテ使用スルトキ
- 二、日本ガラ紡糸統制株式會社ガ委託シテ彈綿ヲ爲ス目的ヲ以テ引渡ス纖維ヲガラ紡糸用彈綿業者ガ受入レルトキ
- 三、日本ガラ紡糸統制株式會社ガ委託シテガラ紡糸ノ製造ヲ爲ス目的ヲ以テ引渡スガラ紡糸原料ヲガラ紡糸製造業者ガ受入レルトキ

各種織物ノ纖維別種類ニ關スル件

（一三工第二六四七號）
（昭和十三年四月十二日）
商工次官通牒

從來纖維別織物ノ呼稱竝ニ其ノ區分ノ内容區々ナリシ處爾今別表ニ依リ取扱相成様致度依命此段及通牒候也

追而關係省令ハ逐次之ヲ改正シ又織物産額調査其ノ他ノ織物統計ニ關シテハ不日指示致ス豫定ニ有之尙關係業者及團體ニ對シ本件ノ趣旨徹底方可然措置相成度爲念申添候

- 一、毛織物ト稱スルハ毛糸ノミヲ以テ製織シタル純毛織物及第七號第九號乃至第十二號ノ規定ニ依ル交織毛織物竝ニ第十二號ノ規定ニ依ル混紡毛織物ヲ謂フ
- 二、絹織物ト稱スルハ絹糸ノミヲ以テ製織シタル純絹織物及第八號乃至第十二號ノ規定ニ依ル交織絹織物竝ニ第十二號ノ規定ニ依ル混紡絹織物ヲ謂フ
- 三、麻織物ト稱スルハ麻糸ノミヲ以テ製織シタル純麻織物及第九號乃至第十二號ノ規定ニ依ル交織麻織物竝ニ第十二號ノ規定ニ依ル混紡麻織物ヲ謂フ
- 四、人造絹織物ト稱スルハ人造絹糸ノミヲ以テ製織シタル純人造絹織物及第九號乃至第十二號ノ規定ニ依ル交織人造絹織物ヲ謂フ
- 五、ステープルファイバー織物ト稱スルハステープルファイバーノミヲ以テ交織シタル純ステープルファイバー織物及第九號乃至第十二號ノ規定ニ依ル交織ステープルファイバー織物竝ニ第十二號ノ規定ニ依ル交織人造絹織物ヲ謂フ

- 號ノ規定ニ依ル混紡ステープルファイバー織物ヲ謂フ
- 六、綿織物ト稱スルハ綿糸ノミヲ以テ製織シタル純綿織物及第九號乃至第十二號ノ規定ニ依ル交織綿織物並ニ第十二號ノ規定ニ依ル混紡綿織物ヲ謂フ
- 七、毛糸ト他ノ二種又ハ二種以上ノ糸トノ交織物ニシテ毛糸ノ數總經緯糸ノ三分ノ一以上ヲ占ムルモノハ之ヲ交織毛織物トス
- 八、絹糸ト他ノ一種又ハ二種以上ノ糸トノ交織物ニシテ第七號ノ規定ニ依ル交織毛織物ニ該當セザル交織物中絹糸ノ數總經緯糸ノ三分ノ一以上ヲ占ムルモノハ之ヲ交織絹織物トス
- 九、第七號ノ規定ニ依ル交織毛織物及第八號ノ規定ニ依ル交織絹織物ニ該當セザル交織物ハ其ノ總經緯糸中使用糸數最モ多キ絲例ヘバ甲ノ呼稱ヲ附シタル交織甲織物トス 但シ使用糸數同數ナルトキハ左ニ掲ゲタル順位ニ依リ上位ノ糸ノ呼稱ヲ附シタル交織物トス
- 毛絲、絹絲、麻絲、人造絹絲、ステープルファイバー絲、綿絲、其ノ他ノ絲
- 十、前各號ノ規定ニ拘ラズ二種以上ノ糸ヲ交織シタル添毛織物及ビ重ネ織物ノ如キ織物ハ表面ニ表ハレタル部分ノ最モ多キ絲ノ呼稱ヲ附シタル交織物トス 但シ表面ニ表ハレタル絲ノ部分同一ナルトキハ左ニ掲ゲタル順位ニ依リ上位ノ糸ノ呼稱ヲ附シタル交織物トス
- 毛絲、絹絲、麻絲、人造絹絲、ステープルファイバー絲、綿絲、其ノ他ノ絲
- 十一、異種ノ糸ヲ摺合セ又ハ引揃ヘタル原料絲ヲ使用シテ製織シタル織物ハ先ヅ當該合絲ヲ左ノ方法ニ依リ計算シタル後總經緯糸ノ種類別使用糸數ヲ算出シ前各號ノ規定ニ依リ其ノ屬スベキ交織

物ノ種類ヲ決定ス

- 合絲ノ組成絲總數ヲ以テ當該合絲ノ各組成絲ノ數ヲ除シタル商ヲ夫々其ノ組成絲ノ絲數トス 但シ合絲ガ摺合絲ナル場合又ハ合絲中ニ組成絲トシテ摺合絲アル場合ハ左ニ依リ計算スルコト
- イ、當該摺合絲ガ同種ノ絲ノミノ摺合絲ナルトキハ當該摺合絲ハ之ヲ一本ノ單絲ト看做スコト
- ロ、當該摺合絲ガ異種ノ絲ノ摺合絲ナルトキト雖モ壁絲ノ芯絲又ハ飾絲ノ押ヘ絲ノ如ク外觀上當該摺合絲ノ本態ヲ構成スルモノト認メ難キ極細絲ノモノハ之ヲ計算ニ算入セザルコト
- 十二、同一ノ混紡糸ノミヲ以テ製織シタル織物ハ左ニ依リ附シタル當該混紡糸ノ呼稱ヲ附シタル混紡織物トス
- イ、毛ト其ノ他ノ纖維ヲ混紡シタル糸ノ呼稱ハ毛ノ混紡量最モ多キ場合、總量ノ三分ノ一以上ノ場合及各種纖維ノ混紡量同一ノ場合(毛ト毛以外ノ一種又ハ二種以上ノ纖維ノ混紡量同一ニシテ其ノ他ノ各纖維ノ混紡量之ヨリ少キ場合ヲ含ム)ハ之ヲ混紡毛糸トス
- ロ、毛以外ノ異種ノ纖維ヲ混紡シタル糸又ハ毛ヲ混紡シタル場合ト雖モイ、ニ該當セザル混紡絲ノ呼稱ハ其ノ混紡量最モ多キ纖維例ヘバ甲ノ呼稱ヲ附シタル混紡甲絲トス 但シ混紡量同一ナル場合(二種以上ノ纖維ノ混紡量同一ニシテ其ノ他ノ各纖維ノ混紡量之ヨリ少キ場合ヲ含ム)ハ混紡量同一ナル纖維ノ中絹麻ステープルファイバー、綿、其ノ他ノ纖維ノ順位ニ依リ上位ノ纖維ノ呼稱ヲ附シタル混紡絲トス
- 混紡絲ト其ノ他ノ絲トノ交織物又ハ異種ノ混紡絲ノ交織物ハ當該混紡絲ヲ左ニ依リ附シタル呼稱

ノ純絲ト看做シタル上前各號ノ規定ニ依リ其ノ屬スベキ交織物ノ種類ヲ決定ス
 イ、毛ト其ノ他ノ纖維ヲ混紡シタル絲ノ呼稱ハ毛ノ混紡量最モ多キ場合總量ノ三分ノ一以上ノ場
 合、及各種纖維ノ混紡量同一ノ場合(毛ト毛以外ノ一種又ハ二種以上ノ纖維ノ混紡量同一ニシ
 テ其ノ他ノ各纖維ノ混紡量之ヨリ少キ場合ヲ含ム)ハ混紡毛絲トス
 ロ、毛以外ノ異種ノ纖維ヲ混紡シタル絲又ハ毛ヲ混紡シタル場合ト雖モイ、ニ該當セザル混紡絲
 ノ呼稱ハ其ノ混紡量最モ多キ纖維例ヘバ甲ノ呼稱ヲ附シタル甲絲トス 但、混紡量同一ナル場
 合(二種以上ノ纖維ノ混紡量同一ニシテ其ノ他ノ各纖維ノ混紡量之ヨリ少キ場合ヲ含ム)ハ混
 紡量同一ナル纖維ノ中絹、麻、ステール、フアイバー、綿、其ノ他ノ纖維ノ順位ニ依リ上位ノ
 纖維ノ呼稱ヲ附シタル絲トス

各種撚糸ノ定義

- 一、諸撚(ナワ)糸一本ニ下撚ヲ同方向ニ施シタル撚糸ヲ二本引揃ヘ前ト反對ニ撚ヲ施シタル撚糸
- 二、共撚 下撚ノ撚差アル撚糸ヲ引揃ヘ更ニ同一方向若ハ反對ノ方向ニ撚ヲ施シタル撚糸
- 三、片二本諸撚 糸二本引揃ヘ下撚ヲ施シタル同方向ノ撚糸ヲ二本引揃ヘ前ト反對ニ撚ヲ施シタル撚
糸
- 四、三子諸撚 糸一本ニ下撚ヲ施シタル同方向ノ撚糸ヲ三本引揃ヘ前ト反對ニ撚ヲ施シタル撚糸
- 五、四子諸撚 右ニ同ジ、四本引揃ヘ
- 六、五子諸撚 右ニ同ジ、五本引揃ヘ
- 七、二本二子 糸二本ニ下撚ヲ施シタル同方向ノ撚糸ノ撚度ノ差アル撚糸ヲ二本引揃ヘ前ト反對ニ撚
ヲ施シタル撚糸
- 八、三本三子 右ニ同ジ三本引揃ヘ
- 九、一本片撚 絲一本ニ撚ヲ施シタル撚絲
- 一〇、二本片撚 絲二本ヲ引揃ヘテ撚ヲ施シタル撚絲
- 一一、三本片撚 絲三本ヲ引揃ヘテ撚ヲ施シタル撚絲
- 一二、ポイル撚 絲ニ撚ヲ稍々強ク施シタル撚絲

- 一三、縮緬及ジョーゼット絲ニ燃ヲ強ク施シタル燃絲
- 一四、駒 燃 絲ニ下燃ヲ強ク施シタル同方向ノ燃絲ヲ二本引揃へ前ト反對ニ下燃ニ準ジタル燃數ヲ施シタル燃絲
- 一五、レヨパール 絲ニ燃ヲ稍々強ク施シタル左燃絲及右燃絲
- 一六、絹芯壁絲 絲ニ下燃ヲ施シタル燃絲ニ絹絲ヲ引揃へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 一七、人絹芯壁絲 絲ニ下燃ヲ施シタル燃絲ニ人絹絲ヲ引揃へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 一八、ベン芯壁絲 絲ニ下燃ヲ施シタル燃絲ニベンベルグ絹絲ヲ引揃へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 一九、ダブル壁糸 壁糸ヲ引揃へ燃ヲ施シタル燃糸
- 二〇、スプリング燃 糸ニ下燃ヲ施シタル燃糸ニ他ノ糸ヲ加へコレニ燃ヲ施シタル燃糸ト更ニ他ノ糸トヲ引揃へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 二一、リング燃 芯絲ニ他ノ絲ヲ弛マセツツ燃リ揃ミタル燃絲ニ更ニ押へ絲ヲ加へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 二二、リダグ二本燃 芯絲ニ他ノ絲ヲ弛マセツツ燃ヲ施シタル燃絲
- 二三、昭和リング 芯絲ニ他ノ絲ヲ多ク弛マセ乍ラ燃揃ミタル燃絲ニ更ニ押へ絲ヲ加へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 二四、ボーラー 絲ニ下燃ヲ施シタル燃絲ヲ芯絲ニ燃揃マセ更ニ押へ絲ヲ加へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲

- 二五、ビッコ諸燃 下燃絲ノ織度ノ異ナル諸燃絲
- 二六、ノット燃 芯絲ニ他ノ絲ヲ節狀ニ作り乍ラ燃揃ミタル燃絲又ハ該燃絲ニ押へ絲ヲ加へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 二七、セール 芯絲ニ他ノ絲ヲ強ク燃揃ミタル燃絲ヲ前ト反對ニ輕ク燃戻シタル燃絲
- 二八、リングセール 芯絲ニ他ノ絲ヲ強ク燃揃ミタル燃絲ニ更ニ押へ絲ヲ加へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 二九、スレット燃 芯絲ニ他ノ絲ヲ玉狀ニ作り乍ラ燃揃ミタル燃絲ニ押へ絲ヲ加へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 三〇、止ナシスレット燃 芯絲ニ他ノ絲ヲ節狀ニ作り乍ラ燃揃ミタル燃絲
- 三一、カールヤーン 絲ニ強燃ヲ施シタル燃絲ニ燃揃ミ乍ラカール狀突起ヲ所々ニ作りタル燃絲ニ更ニ押へ絲ヲ加へ前ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲
- 三二、止ナシカールヤーン 絲ニ強燃ヲ施シタル燃絲ニ燃揃ミ乍ラカール狀突起ヲ所々ニ作りタル燃絲
- 三三、リングノット燃 芯絲ニ他ノ絲ヲ弛マセツツ燃揃ミタル燃絲ニ更ニ押へ絲ヲ以テ玉ヲ作り乍ラ燃ヲ施シタル燃絲
- 三四、モツキリング 芯絲ニ他ノ絲ヲ弛マセツツ下燃ヲ強ク施シタル燃絲ヲ前ト反對ニ輕ク燃ヲ戻シ更ニ押へ絲ヲ加へ下燃ト反對ニ燃ヲ施シタル燃絲

415
276

三五、モツキダブル 芯絲ニ他ノ絲ヲ弛マセツツ強ク撚ヲ施シタル撚絲ヲ二本引揃ヘ前ト反對ニ撚ヲ施シタル撚絲
三六、モール撚 芯心ニ他ノ絲ヲ弛マセツツ強ク撚ヲ施シタル撚絲ニ押ヘ絲ヲ加ヘ前ト反對ニ撚ヲ施シタル撚絲
三七、リツバア撚 芯絲ニ撚ヲ施シ他ノ絲ヲ弛マセツツ撚揃ミタル撚絲ニ更ニ押ヘ絲ヲ加ヘ前ト反對ニ撚ヲ施シタル撚絲

矣

昭和十六年五月十五日印刷
昭和十六年五月二十日發行 (非賣品)

編輯兼 發行人 田 中 重 治

印刷人 和 田 吉 彌

印刷所 甲府市百石町三〇二番地 新 社

發行所 甲府市桶町一八番地 山梨縣物價統制協力會議

山梨縣廳商工課內

終

